

奄美群島振興開発計画

(平成26年度～平成30年度)

平成26年5月

 鹿児島県

目 次

第 1	総説		
1	計画策定の意義 -----		1
2	計画の性格 -----		1
3	計画の期間 -----		1
4	計画の目標 -----		1
第 2	奄美群島の振興開発の基本的方針		
1	地域主体の取組の推進 -----		2
2	定住を促進するための方策 -----		2
3	交流拡大のための方策 -----		3
4	奄美群島が抱える条件不利性の改善 -----		4
5	群島の生活基盤の確保・充実 -----		4
第 3	振興開発の方策		
1	奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策		
(1)	人材の確保・育成，教育に関する施策の推進 -----		5
(2)	奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進 -----		6
(3)	共生・協働の推進，交流・連携の強化に関する施策の推進 -----		6
(4)	市場の拡大に関する施策の推進 -----		6
2	奄美大島の振興方策		
(1)	地域の概要 -----		7
(2)	施策の展開		
ア	定住を促進するための方策		
(ア)	産業の振興		
A	農業 -----		7
B	観光産業 -----		10
C	情報通信 -----		10
D	地域の特性を生かした産業の振興		
(A)	水産業 -----		10
(B)	林業 -----		12
(C)	商工業 -----		12
(D)	雇用 -----		14
(イ)	移住・定住の促進 -----		15
イ	交流拡大のための方策		
(ア)	奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用		
A	地域資源を生かした観光施策の展開		
(A)	観光資源の活用 -----		15
(B)	観光施設等の受入体制の整備 -----		16
(C)	観光交通体系の整備 -----		16
(D)	魅力ある観光情報の発信 -----		17
(E)	地域産業との連携 -----		17
(F)	アジアを視野に入れた観光施策の推進 -----		17
B	愛着を育む地域文化の継承，創造 -----		17
C	群島内外との交流の促進 -----		17
(イ)	世界自然遺産登録に向けた施策の展開		
A	共生ネットワークの形成 -----		17
B	世界自然遺産登録に向けた取組の推進		
(A)	国立公園等保護地域の保全管理・整備 -----		18
(B)	価値の維持 -----		18
(C)	気運の醸成 -----		19
C	地域環境の保全 -----		19
D	循環型社会の形成 -----		19
E	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施 -----		20

ウ	奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア)	運賃, 輸送コストの軽減 -----	2 0
(イ)	物価の軽減 -----	2 0
(ウ)	交通基盤の整備	
A	航空交通 -----	2 0
B	海上交通 -----	2 0
C	陸上交通 -----	2 1
(エ)	防災及び国土保全	
A	消防防災の充実 -----	2 1
B	治山対策の推進 -----	2 2
C	治水対策の推進 -----	2 2
D	海岸保全の推進 -----	2 2
E	港湾整備の推進 -----	2 2
エ	群島の生活基盤の確保・充実	
(ア)	保健医療福祉	
A	保健医療	
(A)	健康づくりの推進 -----	2 2
(B)	保健医療体制の総合的整備 -----	2 3
B	ハブ対策 -----	2 3
C	社会福祉	
(A)	高齢者福祉対策の充実 -----	2 3
(B)	介護サービスの確保 -----	2 4
(C)	障害者福祉対策の充実 -----	2 4
(D)	児童福祉対策の充実 -----	2 4
(E)	母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実 -----	2 4
(F)	地域福祉の推進 -----	2 4
(イ)	教育及び人材育成	
A	教育	
(A)	学校教育の充実 -----	2 5
(B)	生涯学習の充実 -----	2 5
B	人材育成	
(A)	地域を支える人材の育成・確保 -----	2 6
(B)	くらしを支える人材の育成・確保 -----	2 6
(C)	産業を支える人材の育成・確保 -----	2 6
(ウ)	生活環境	
A	水道 -----	2 7
B	都市基盤 -----	2 7
C	住環境の整備 -----	2 7
D	安全・安心まちづくりの推進 -----	2 7
(エ)	資源・エネルギー	
A	水資源 -----	2 7
B	再生可能エネルギー -----	2 7
C	電力 -----	2 8
3	加計呂麻島, 請島, 与路島の振興方策	
(1)	地域の概要 -----	2 8
(2)	施策の展開	
ア	定住を促進するための方策	
(ア)	産業の振興	
A	農業 -----	2 8
B	観光産業 -----	3 0
C	情報通信 -----	3 0
D	地域の特性を生かした産業の振興	
(A)	水産業 -----	3 1
(B)	林業 -----	3 2
(C)	商工業 -----	3 2

(D) 雇用	-----	3 3
(イ) 移住・定住の促進	-----	3 4
イ 交流拡大のための方策	-	
(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用		
A 地域資源を生かした観光施策の展開		
(A) 観光資源の活用	-----	3 4
(B) 観光施設等の受入体制の整備	-----	3 5
(C) 観光交通体系の整備	-----	3 5
(D) 魅力ある観光情報の発信	-----	3 5
(E) 地域産業との連携	-----	3 5
(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進	-----	3 5
B 愛着を育む地域文化の継承、創造	-----	3 6
C 群島内外との交流の促進	-----	3 6
(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開		
A 共生ネットワークの形成	-----	3 6
B 世界自然遺産登録に向けた取組の推進		
(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備	-----	3 6
(B) 価値の維持	-----	3 6
(C) 気運の醸成	-----	3 7
C 地域環境の保全	-----	3 7
D 循環型社会の形成	-----	3 8
E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	-----	3 8
ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善		
(ア) 運賃、輸送コストの軽減	-----	3 8
(イ) 物価の軽減	-----	3 8
(ウ) 交通基盤の整備		
A 海上交通	-----	3 9
B 陸上交通	-----	3 9
(エ) 防災及び国土保全		
A 消防防災の充実	-----	3 9
B 治山対策の推進	-----	3 9
C 治水対策の推進	-----	4 0
D 海岸保全の推進	-----	4 0
エ 群島の生活基盤の確保・充実		
(ア) 保健医療福祉		
A 保健医療		
(A) 健康づくりの推進	-----	4 0
(B) 保健医療体制の総合的整備	-----	4 0
B ハブ対策	-----	4 1
C 社会福祉		
(A) 高齢者福祉対策の充実	-----	4 1
(B) 介護サービスの確保	-----	4 1
(C) 障害者福祉対策の充実	-----	4 1
(D) 児童福祉対策の充実	-----	4 1
(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実	-----	4 2
(F) 地域福祉の推進	-----	4 2
(イ) 教育及び人材育成		
A 教育		
(A) 学校教育の充実	-----	4 2
(B) 生涯学習の充実	-----	4 2
B 人材育成		
(A) 地域を支える人材の育成・確保	-----	4 3
(B) くらしを支える人材の育成・確保	-----	4 3
(C) 産業を支える人材の育成・確保	-----	4 3
(ウ) 生活環境		
A 水道	-----	4 3

B 都市基盤	-----	4 3
C 安全・安心まちづくりの推進	-----	4 3
(エ) 資源・エネルギー		
A 水資源	-----	4 3
B 再生可能エネルギー	-----	4 4
4 喜界島の振興方策		
(1) 地域の概要	-----	4 4
(2) 施策の展開		
ア 定住を促進するための方策		
(ア) 産業の振興		
A 農業	-----	4 4
B 観光産業	-----	4 6
C 情報通信	-----	4 7
D 地域の特性を生かした産業の振興		
(A) 水産業	-----	4 7
(B) 林業	-----	4 8
(C) 商工業	-----	4 9
(D) 雇用	-----	5 0
(イ) 移住・定住の促進	-----	5 1
イ 交流拡大のための方策	-	
(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用		
A 地域資源を生かした観光施策の展開		
(A) 観光資源の活用	-----	5 1
(B) 観光施設等の受入体制の整備	-----	5 2
(C) 観光交通体系の整備	-----	5 2
(D) 魅力ある観光情報の発信	-----	5 2
(E) 地域産業との連携	-----	5 2
(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進	-----	5 3
B 愛着を育む地域文化の継承，創造	-----	5 3
C 群島内外との交流の促進	-----	5 3
(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開		
A 共生ネットワークの形成	-----	5 3
B 世界自然遺産登録に向けた取組の推進		
(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備	-----	5 3
(B) 価値の維持	-----	5 4
(C) 気運の醸成	-----	5 4
C 地域環境の保全	-----	5 4
D 循環型社会の形成	-----	5 5
E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	-----	5 5
ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善		
(ア) 運賃，輸送コストの軽減	-----	5 5
(イ) 物価の軽減	-----	5 5
(ウ) 交通基盤の整備		
A 航空交通	-----	5 6
B 海上交通	-----	5 6
C 陸上交通	-----	5 6
(エ) 防災及び国土保全		
A 消防防災の充実	-----	5 6
B 治山対策の推進	-----	5 7
C 治水対策の推進	-----	5 7
D 海岸保全の推進	-----	5 7

エ	群島の生活基盤の確保・充実	
	(ア) 保健医療福祉	
	A 保健医療	
	(A) 健康づくりの推進	5 7
	(B) 保健医療体制の総合的整備	5 7
	B 社会福祉	
	(A) 高齢者福祉対策の充実	5 8
	(B) 介護サービスの確保	5 8
	(C) 障害者福祉対策の充実	5 8
	(D) 児童福祉対策の充実	5 8
	(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実	5 9
	(F) 地域福祉の推進	5 9
	(イ) 教育及び人材育成	
	A 教育	
	(A) 学校教育の充実	5 9
	(B) 生涯学習の充実	6 0
	B 人材育成	
	(A) 地域を支える人材の育成・確保	6 0
	(B) 暮らしを支える人材の育成・確保	6 0
	(C) 産業を支える人材の育成・確保	6 0
	(ウ) 生活環境	
	A 水道	6 1
	B 都市基盤	6 1
	C 住環境の整備	6 1
	D 安全・安心まちづくりの推進	6 1
	(エ) 資源・エネルギー	
	A 水資源	6 1
	B 再生可能エネルギー	6 1
5	徳之島の振興方策	
	(1) 地域の概要	6 1
	(2) 施策の展開	
	ア 定住を促進するための方策	
	(ア) 産業の振興	
	A 農業	6 2
	B 観光産業	6 4
	C 情報通信	6 4
	D 地域の特性を生かした産業の振興	
	(A) 水産業	6 5
	(B) 林業	6 6
	(C) 商工業	6 7
	(D) 雇用	6 8
	(イ) 移住・定住の促進	6 9
	イ 交流拡大のための方策	
	(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用	
	A 地域資源を生かした観光施策の展開	
	(A) 観光資源の活用	6 9
	(B) 観光施設等の受入体制の整備	6 9
	(C) 観光交通体系の整備	7 0
	(D) 魅力ある観光情報の発信	7 0
	(E) 地域産業との連携	7 0
	(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進	7 1
	B 愛着を育む地域文化の継承、創造	7 1
	C 群島内外との交流の促進	7 1
	(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開	
	A 共生ネットワークの形成	7 1

B	世界自然遺産登録に向けた取組の推進	
(A)	国立公園等保護地域の保全管理・整備	7 1
(B)	価値の維持	7 1
(C)	気運の醸成	7 2
C	地域環境の保全	7 3
D	循環型社会の形成	7 3
E	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	7 3
ウ	奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア)	運賃、輸送コストの軽減	7 4
(イ)	物価の軽減	7 4
(ウ)	交通基盤の整備	
A	航空交通	7 4
B	海上交通	7 4
C	陸上交通	7 4
(エ)	防災及び国土保全	
A	消防防災の充実	7 5
B	治山対策の推進	7 5
C	治水対策の推進	7 5
D	海岸保全の推進	7 5
エ	群島の生活基盤の確保・充実	
(ア)	保健医療福祉	
A	保健医療	
(A)	健康づくりの推進	7 5
(B)	保健医療体制の総合的整備	7 6
B	ハブ対策	7 6
C	社会福祉	
(A)	高齢者福祉対策の充実	7 6
(B)	介護サービスの確保	7 6
(C)	障害者福祉対策の充実	7 7
(D)	児童福祉対策の充実	7 7
(E)	母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実	7 7
(F)	地域福祉の推進	7 7
(イ)	教育及び人材育成	
A	教育	
(A)	学校教育の充実	7 8
(B)	生涯学習の充実	7 8
B	人材育成	
(A)	地域を支える人材の育成・確保	7 8
(B)	くらしを支える人材の育成・確保	7 9
(C)	産業を支える人材の育成・確保	7 9
(ウ)	生活環境	
A	水道	7 9
B	都市基盤	8 0
C	住環境の整備	8 0
D	安全・安心まちづくりの推進	8 0
(エ)	資源・エネルギー	
A	水資源	8 0
B	再生可能エネルギー	8 0
6	沖永良部島の振興方策	
(1)	地域の概要	8 0
(2)	施策の展開	
ア	定住を促進するための方策	
(ア)	産業の振興	
A	農業	8 1
B	観光産業	8 3

C	情報通信	-----	8 3
D	地域の特性を生かした産業の振興		
(A)	水産業	-----	8 4
(B)	林業	-----	8 5
(C)	商工業	-----	8 5
(D)	雇用	-----	8 7
(イ)	移住・定住の促進	-----	8 8
イ	交流拡大のための方策	-	
(ア)	奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用		
A	地域資源を生かした観光施策の展開		
(A)	観光資源の活用	-----	8 8
(B)	観光施設等の受入体制の整備	-----	8 8
(C)	観光交通体系の整備	-----	8 9
(D)	魅力ある観光情報の発信	-----	8 9
(E)	地域産業との連携	-----	8 9
(F)	アジアを視野に入れた観光施策の推進	-----	8 9
B	愛着を育む地域文化の継承, 創造	-----	8 9
C	群島内外との交流の促進	-----	8 9
(イ)	世界自然遺産登録に向けた施策の展開		
A	共生ネットワークの形成	-----	9 0
B	世界自然遺産登録に向けた取組の推進		
(A)	国立公園等保護地域の保全管理・整備	-----	9 0
(B)	価値の維持	-----	9 0
(C)	気運の醸成	-----	9 1
C	地域環境の保全	-----	9 1
D	循環型社会の形成	-----	9 1
E	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	-----	9 1
ウ	奄美群島が抱える条件不利性の改善		
(ア)	運賃, 輸送コストの軽減	-----	9 2
(イ)	物価の軽減	-----	9 2
(ウ)	交通基盤の整備		
A	航空交通	-----	9 2
B	海上交通	-----	9 2
C	陸上交通	-----	9 2
(エ)	防災及び国土保全		
A	消防防災の充実	-----	9 3
B	治山対策の推進	-----	9 3
C	治水対策の推進	-----	9 3
D	海岸保全の推進	-----	9 3
エ	群島の生活基盤の確保・充実		
(ア)	保健医療福祉		
A	保健医療		
(A)	健康づくりの推進	-----	9 3
(B)	保健医療体制の総合的整備	-----	9 4
B	社会福祉		
(A)	高齢者福祉対策の充実	-----	9 4
(B)	介護サービスの確保	-----	9 4
(C)	障害者福祉対策の充実	-----	9 4
(D)	児童福祉対策の充実	-----	9 5
(E)	母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実	-----	9 5
(F)	地域福祉の推進	-----	9 5
(イ)	教育及び人材育成		
A	教育		
(A)	学校教育の充実	-----	9 5
(B)	生涯学習の充実	-----	9 6

B 人材育成		
(A) 地域を支える人材の育成・確保	-----	9 6
(B) くらしを支える人材の育成・確保	-----	9 6
(C) 産業を支える人材の育成・確保	-----	9 6
(ウ) 生活環境		
A 水道	-----	9 7
B 都市基盤	-----	9 7
C 住環境の整備	-----	9 7
D 安全・安心まちづくりの推進	-----	9 7
(エ) 資源・エネルギー		
A 水資源	-----	9 7
B 再生可能エネルギー	-----	9 7
C 電力	-----	9 7
7 与論島の振興方策		
(1) 地域の概要	-----	9 8
(2) 施策の展開		
ア 定住を促進するための方策		
(ア) 産業の振興		
A 農業	-----	9 8
B 観光産業	-----	1 0 0
C 情報通信	-----	1 0 0
D 地域の特性を生かした産業の振興		
(A) 水産業	-----	1 0 1
(B) 林業	-----	1 0 2
(C) 商工業	-----	1 0 2
(D) 雇用	-----	1 0 3
(イ) 移住・定住の促進	-----	1 0 4
イ 交流拡大のための方策	-	
(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用		
A 地域資源を生かした観光施策の展開		
(A) 観光資源の活用	-----	1 0 4
(B) 観光施設等の受入体制の整備	-----	1 0 5
(C) 観光交通体系の整備	-----	1 0 5
(D) 魅力ある観光情報の発信	-----	1 0 5
(E) 地域産業との連携	-----	1 0 5
(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進	-----	1 0 5
B 愛着を育む地域文化の継承，創造	-----	1 0 5
C 群島内外との交流の促進	-----	1 0 6
(イ) 世界自然遺産登録に向けた施策の展開		
A 共生ネットワークの形成	-----	1 0 6
B 世界自然遺産登録に向けた取組の推進		
(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備	-----	1 0 7
(B) 価値の維持	-----	1 0 7
(C) 気運の醸成	-----	1 0 7
C 地域環境の保全	-----	1 0 7
D 循環型社会の形成	-----	1 0 8
E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	-----	1 0 8
ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善		
(ア) 運賃，輸送コストの軽減	-----	1 0 8
(イ) 物価の軽減	-----	1 0 9
(ウ) 交通基盤の整備		
A 航空交通	-----	1 0 9
B 海上交通	-----	1 0 9
C 陸上交通	-----	1 0 9

(エ) 防災及び国土保全		
A 消防防災の充実	-----	1 0 9
B 治山対策の推進	-----	1 1 0
C 治水対策の推進	-----	1 1 0
D 海岸保全の推進	-----	1 1 0
エ 群島の生活基盤の確保・充実		
(ア) 保健医療福祉		
A 保健医療		
(A) 健康づくりの推進	-----	1 1 0
(B) 保健医療体制の総合的整備	-----	1 1 0
B 社会福祉		
(A) 高齢者福祉対策の充実	-----	1 1 1
(B) 介護サービスの確保	-----	1 1 1
(C) 障害者福祉対策の充実	-----	1 1 1
(D) 児童福祉対策の充実	-----	1 1 1
(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実	-----	1 1 2
(F) 地域福祉の推進	-----	1 1 2
(イ) 教育及び人材育成		
A 教育		
(A) 学校教育の充実	-----	1 1 2
(B) 生涯学習の充実	-----	1 1 3
B 人材育成		
(A) 地域を支える人材の育成・確保	-----	1 1 3
(B) 暮らしを支える人材の育成・確保	-----	1 1 3
(C) 産業を支える人材の育成・確保	-----	1 1 3
(ウ) 生活環境		
A 水道	-----	1 1 4
B 都市基盤	-----	1 1 4
C 住環境の整備	-----	1 1 4
D 安全・安心まちづくりの推進	-----	1 1 4
(エ) 資源・エネルギー		
A 水資源	-----	1 1 4
B 再生可能エネルギー	-----	1 1 4
第 4 奄美群島振興開発基金	-----	1 1 4
第 5 計画実現の方策	-----	1 1 5
奄振計画数値目標	-----	1 1 6
参考資料 計画に用いられた用語の解説	-----	1 1 7

第1 総説

1 計画策定の意義

奄美群島においては、昭和28年に日本へ復帰して以来、数次の法改正に基づいて、各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境などの社会資本の整備が着実に進むなど相応の成果をあげてきている。

しかし、本土から遠隔の外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間には、所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差が依然として存在し、人口減少や高齢化の進展など、いまだ解決されない課題が残されている。

一方、「奄美・琉球」は世界自然遺産*の国内候補地であり、固有種や希少種など貴重な動植物の宝庫であるとともに、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、多様で個性的な伝統文化、安心して子どもを産み育てることができる環境、長寿・癒やしに関連の深い多様な資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれている。これに加え、奄美群島は、成長著しい東アジアに隣接しており、これらの地域を含め、国内外から多くの観光客が訪れることが期待される。

今後、奄美群島においては、その優位性を生かしながら、本土との格差是正や人口減少等の課題解決と自立的で持続可能な発展に向けて、地域が自らの責任のもと主体的に施策を実施することが必要である。

こうした中、地元12市町村においては、群島が一体となった施策の展開を行い、群島の成長を自発的に推進するための「奄美群島成長戦略ビジョン*」を策定したところである。

以上のような経緯と認識を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発に必要な施策を実施するため、この計画を策定するものである。

2 計画の性格

この計画は、奄美群島振興開発特別措置法に基づいて策定するものであり、国、県、奄美群島の市町村、地元住民、関係機関・団体等が一体となって、地元の発意・創意工夫を生かしつつ自立的発展を目指す上で必要な、今後の奄美群島の振興開発の基本的方針と各島における振興方策を示すものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年間とする。

4 計画の目標

この計画においては、本計画に基づく事業を推進することにより、奄美群島の基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた同群島の振興開発を図り、同群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、定住促進を図ることを目標とする。

第2 奄美群島の振興開発の基本的方針

奄美群島は、我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている一方で、人口減少や高齢化が進み、地域の活力低下が懸念されている。

こうした中、本計画の目標を達成するため、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進することを基本理念として、地域主体の取組を推進するとともに、定住促進、交流拡大、条件不利性の改善、生活基盤の確保・充実の施策の展開を図る。

1 地域主体の取組の推進

奄美群島の自立的発展を図るため、奄美群島振興開発特別措置法で新たに創設された、地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みも活用しながら、地域主体の取組を推進する。

(1) 奄美群島成長戦略ビジョン^{*}に係る取組の促進

「群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光／交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指す」という基本理念のもと、群島主体の取組として地元12市町村において奄美群島成長戦略ビジョン^{*}が策定されたことを受け、同ビジョン及び同ビジョンを具体化する基本計画・実施計画に基づいて実施される、奄美群島広域事務組合^{*}が行う群島全体の取組や、市町村の主体的な取組を促進する。

(2) 奄美群島振興交付金の活用

新たに創設された奄美群島振興交付金を活用し、奄美群島の厳しい地理的、自然的、歴史的条件不利性の克服等のため、ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策を展開する。

(3) 市町村産業振興促進計画認定制度の活用

奄美群島の産業振興には、地元の状況を熟知し民間事業者との連携も可能な市町村が主体的に取り組むことが重要であることから、新たに創設された市町村産業振興促進計画認定制度における通訳案内士^{*}法の特例、旅行業法の特例、既存施設の有効活用のための手続きの緩和措置などの法律上又は税制上の支援措置の活用を促進する。

2 定住を促進するための方策

奄美群島においては、農業、観光、情報通信産業を重点3分野と位置付け、産業の振興を図り、定住を促進する。

奄美群島の基幹産業に位置付けられる農業については、亜熱帯性の温暖な気候等の

特性を生かし基幹作物であるさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、島ごとに特色ある農業を展開し、他地域との差異化を図るため、担い手の確保・育成、農地の効率的利用、基盤整備、災害に強い栽培施設の整備、流通効率化のための施設等整備、新規就農の環境整備などの施策を推進するとともに、ブランド化や6次産業化^{*}などにより奄美群島の農産物の高付加価値化に努める。

観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、これらの資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながら、奄美群島の地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

情報通信産業については、情報通信技術の進展によって外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性が縮小してきており、また、奄美群島は、豊かな自然環境や安いオフィス賃料などの優位性も有していることから、情報通信基盤の整備の促進を図るとともに、企業活動におけるICT^{*}の利活用、他産業との連携による地域づくりなどを推進することにより、情報通信技術を活用する産業の定着を図る。

また、温暖な静穏海域を生かした養殖業や栽培漁業の振興、浮魚礁の設置等による漁場の造成など水産業の振興を図るとともに、森林の有する多面的な機能の持続的発揮、広葉樹等の森林資源や特用林産物等を活用した林業の振興を図る。

さらに、大島紬や黒糖焼酎等の地域産業や起業支援など地域の特性を生かした産業の振興、UIOターンの支援など定住促進に関する施策の展開を図る。

3 交流拡大のための方策

奄美群島は、亜熱帯性の豊かな自然、世界に類を見ない貴重な野生生物など、魅力ある自然特性、島や集落ごとに異なる個性的で多様な伝統・文化等の観光資源とともに、今後、日本への観光客増加が見込まれる中国をはじめとするアジア各国へ近接しているといった優位性を有している。

このため、人材の育成・確保やおもてなしの充実など受入体制の整備、大型観光船の誘致やクルージング観光振興や交通体系の整備、マスコミやインターネット等を活用した観光情報の発信、地域産業との連携など、奄美群島の地域資源を生かした観光施策を展開する。

さらに、これらの施策に加え、愛着を育む地域文化の継承・創造、郷友会をはじめ沖縄・海外も含めた群島内外との交流促進を図る。

また、世界自然遺産^{*}登録を目指し、自然環境及び伝統・文化等の地域資源を適切に保護するとともに、保護と利用の調和に配慮しながらこれらの地域資源を有効に活用することにより、交流の拡大とともに地域の振興を図る必要がある。

このため、「人と自然が共生する地域」を目指し、地域住民等のネットワーク形成を図るとともに、奄美群島の自然環境の魅力に対する住民自身の認識を深め世界自然遺産^{*}に対する地元の理解や意識の高揚を図る。

希少野生生物の保護や奄美群島の自然等について適切な知識を有するガイドの育成など地域の価値を維持するための施策を推進するとともに、環境への負荷ができる限

り低減される循環型社会の形成や自然環境に配慮した公共事業の実施など、世界自然遺産*の登録に向けた取組を進める。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

本土から隔絶した外海離島である奄美群島にとって、航路・航空路線は住民の往来や産業活動にとって極めて重要な交通手段であるが、特に航空運賃は沖縄などに比べ割高となっており、住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図る上での課題となっていることから、航路も含めた運賃の軽減を図る。

また、消費地に農林水産物等を出荷する際の輸送コストの軽減を図る。

さらに、地理的条件等により、本土に比べて総体的に物価が高いことから、ガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置を図る。

近年の記録的な集中豪雨による災害が多発していることや、東日本大震災以降、全国的に防災対策の重要性が指摘されていることから、群島住民の生命・安全確保のための情報提供体制の整備や、災害時の相互応援体制の充実など、奄美群島の地理的特性等を踏まえた防災対策を推進するとともに、治山、治水、砂防、海岸保全などの対策の実施により災害に強い地域づくりを推進する。

また、空港、港湾、道路等交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策に関する施策の展開を図る。

5 群島の生活基盤の確保・充実

奄美群島は、100歳以上の長寿者の比率が高い「長寿の島」であるとともに、合計特殊出生率が高い「子宝の島」といった特性を有する反面、他地域よりも深刻な医療従事者不足や早世率が高いなどの課題を有している。

このような地域の実情を踏まえながら、健康づくり、医療提供体制の整備、高齢者・児童福祉等の推進など、保健医療福祉施策の展開を図る。

また、教育及び人材育成、生活環境の整備、資源・エネルギーの確保等の施策の展開を図る。

第3 振興開発の方策

奄美大島，加計呂麻島，請島，与路島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島の8つの有人離島からなる奄美群島は，東北端の喜界島から最南端の与論島まで約220kmの海域に点在している。

これらの島々は，亜熱帯性・海洋性の豊かな自然，固有種や希少種など世界的にも貴重な野生生物，個性的な伝統・文化，健康・長寿・癒しに関する資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれており，これらを活用することにより個性ある地域として大きく発展する可能性を有している。

今後は，世界自然遺産*登録に向け環境保全等，必要な取組を進めるとともに，これらの奄美群島の魅力や資源等の優位性を最大限に生かしながら，それぞれの島がその特性に応じた振興開発を図るとともに，群島の一体的な自立的発展を促進する必要がある。

1 奄美群島成長戦略ビジョン*実現のために広域的に取り組む方策

今後の奄美群島の自立的発展を図る上では，地元12市町村において策定された「奄美群島成長戦略ビジョン*」を具現化する取組を推進する必要がある。とりわけ，群島の雇用の創出にとって重要である「農業」「観光／交流」「情報」の3分野と，「定住」「文化」の2分野において，各島の魅力・個性を磨き上げ，群島内の競争力を互いに高めるとともに，各島共通の課題を解決する上では，群島が一体となって広域的に取り組むことが重要であることから，奄美群島広域事務組合*や一般社団法人奄美群島観光物産協会*，奄美群島プレミアムマンゴー生産販売組合*，奄美群島ICT協議会*等の自立に向けた取組を，独立行政法人奄美群島振興開発基金や市町村，各種団体等と連携し積極的に支援する。

(1) 人材の確保・育成，教育に関する施策の推進

群島民が新たなチャレンジに積極的に取り組む気運を醸成するために，今後の観光物産振興の核となる島コーディネーター*や物産コーディネーター*，通訳案内士*，エコツアーガイド*，歴史文化ガイド，「あまみシマ博覧会*」の実施事業者，物産に関する商品企画プランナー・デザイナー，プロジェクトマネージャー*等，今後の奄美群島の産業振興において中心的な役割を担っていくプロフェッショナルな人材を中長期的に確保・育成，教育するとともに，若年層を対象とした奄美群島の魅力を学ぶ場や，歴史・文化の検定制度，ボランティアガイド，観光従事者のホスピタリティ*研修，先進地研修や講師招聘による産業全体の経営感覚向上等，群島全体の人材力の底上げを図る。

また，「人材育成シリコンバレー」と言える人材集積の場の整備や集積によるイノベーション*の推進，起業支援，様々な取組を評価・向上させる場の創出，移住者や若年層の就職支援，職と住を含めた移住者受入体制の整備，インターンシップ*の充実等，人材育成のための環境づくりと定住促進による担い手の確保についても推進する。

(2) 奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進

奄美群島の魅力を最大限発揮し、世界の人々にその魅力を伝え、様々な分野で「奄美ブランド」を確立するために、奄美群島の魅力である「自然・歴史・文化・人の温かさ・癒し・長寿・子宝」を群島民が「価値あるもの」として意識する気運の醸成を図るとともに、それぞれの島や集落において異なる様々な魅力を産業振興に生かした取組を支援・評価する総合的なプロモーション*を推進する。

また、「あまみシマ博覧会*」などの観光体験プログラムや自然体験ツアー、移住体験ツアーをはじめ、方言や食文化、特産品、伝統芸能等の魅力を紹介するコンテンツの充実とともに、情報伝達ツールとしてのコミュニティFMネットワーク*の構築を図るほか、一元的情報発信Webサイト*、課題解決型コンテンツ*、スマートフォンアプリ*などのICT*を積極的に活用していく。

さらに世界自然遺産*登録に向け、将来も見据え、継続的かつ効果的な環境保全の取組、エコツアーガイド制度の確立やガイドの育成の取組、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信する取組等を推進する。

(3) 共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策の推進

全ての群島民が主人公として活躍するために、住民や行政・民間が連携した共生・協働に係る取組を推進する。

また、(一社)奄美群島観光物産協会*による観光物産の広域連携や新たな特産品開発などを進めるほか、群島内事業者の産業クラスター化*による交流・連携の取組を推進する。

さらに、世界自然遺産*国内候補地として、将来を見据えて、世界遺産である屋久島や共に世界自然遺産*登録を目指す沖縄と結ぶツアーの造成や、観光キャンペーンの展開、本土郷友会との交流促進、県内外の高等教育機関と連携したフィールドワークや学術研究交流等、群島外の様々な地域や、金融機関、学術研究機関等も含めた様々な主体との交流・連携の強化によって群島のスケールメリットが最大限発揮されるよう努める。

(4) 市場の拡大に関する施策の推進

顧客視点を踏まえた市場の拡大に向けて、大都市における物産展や商談会の開催、テストマーケティング*、観光アンケート、観光セールスキャラバン*等を通じた市場分析力の向上とともに、顧客本位の6次産業化*や特産品開発、サービスの提供、観光コンテンツの充実により、戦略的な奄美群島全体のブランドの創造と強化を推進する。

また、一元的情報発信Webサイト上での観光・物産データベース構築や各種イベントにおける広報、各種情報媒体の活用等により、効果的な情報発信を推進するとともに、近隣アジアや世界など新たな市場開拓等の営業活動や営業力そのものの強化、顧客ターゲットの選択と集中、あるいは顧客の創出といった戦略的なマーケティング施策を推進する。

奄美群島成長戦略ビジョン*実現のため市町村が取り組む方策

「奄美群島成長戦略ビジョン*」を具現化する取組の推進については、広域的に取り組む方策の他、各市町村においても以下の方向性により各種施策に取り組むこととしている。

なお、各施策については、2以降の島別振興方策に位置付けている。

(奄美群島成長戦略ビジョン*における市町村の取組の方向性)

- (1) 人材の確保・育成、教育に関する施策の推進
- (2) 奄美群島の魅力の発揮に関する施策の推進
- (3) 共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策の推進
- (4) 市場の拡大に関する施策の推進

2 奄美大島の振興方策

(1) 地域の概要

奄美大島は、本土から航路距離で383kmに位置し、面積約712km²と群島中最大の島で、1市2町2村に全国有人離島の中で最多の約6万4千人が居住している。島には、群島の玄関口である奄美空港や名瀬港があり、県本土や各島等との物流や旅客の拠点となっている。島の北部には、群島の政治、経済の中心である奄美市がある。

産業では、さとうきびや野菜、果樹を中心とした農業が盛んであり、大島紬、黒糖焼酎等の特産品を有する。また、瀬物やカツオ等を対象とした一本釣漁業などの漁船漁業のほか、魚類、クルマエビ等の養殖も行われており、特に、大島海峡は、日本一のクロマグロ養殖産地となっている。

また、奄美パークや黒潮の森マングローブパーク、タラソ奄美の竜宮等の個性的で多様な施設が整備されており、天然記念物や国内希少野生動植物^{*}種として保護されているアマミノクロウサギやオオトラツグミなど貴重な動植物も多い。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、奄美市、瀬戸内町の営農支援センターを中心とした新規就農者の育成や市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者^{*}等の担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。
なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。
- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ダム等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト^{*}の低減と長寿命化を図る。
また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進するとともに、担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、休耕地への作付等により収穫面積の拡大に努めるとともに、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。
また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策^{*}の対象とな

る担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と一層の効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜・果樹・花きの園芸作物については、限られた耕地面積を有効に活用した農業振興を図るため、栽培技術の向上や優良種苗の供給、平張施設*などの防風施設やハウス施設等の生産施設の整備など、総合的な産地形成の支援を推進するとともに、地域特性を生かした新規品目の導入・実証を推進する。

また、市場性が高いたんかん、マンゴー等については、栽培技術の向上等による品質の向上に努めるとともに、産地拡大を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、③家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。
- 農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップ*を活用した販売促進キャンペーンを実施するなど、PR活動を積極的に展開する。
- 農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ*等を整備・活用し、コールドチェーン体制*の充実・強化を図る。

また、輸送コストの軽減を図るため、計画出荷体制の確立に努め、本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 地域唯一の青果物卸売市場である奄美市公設地方卸売市場の有効的な活用に努める。
- 農産物加工については、6次産業化*や農商工等連携*の推進により、特色ある農産物を用いた加工品づくりを支援し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌*に対応できる技術開発を推進するとともに、高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応するため、研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。
- 特殊病害虫*対策については、カンキツグリーニング病*等の侵入防止対策に努める。
- 鳥獣被害対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し、集落ぐるみの鳥獣を寄せ付けない取組や侵入防止柵の整備、被害を与える鳥獣の適切な捕獲など総合的な被害防止対策を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設[※]や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設[※]の計画的な整備を推進する。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度[※]」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育[※]及び地産地消

- 食育[※]及び地産地消については、さとうきびの栽培、ハンダマなど地域食材を使った料理・加工などの様々な体験や、生産者と消費者の交流等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光関連産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり[※]運動を推進する。
- 水土里サークル活動[※]については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設[※]、営農飲雑用水施設[※]等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光関連産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム[※]等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(7)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 光ファイバ*など、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク*など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN*の増設を促進する。
- 携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- インターネットを活用した事業活動に関して、社会経済の変化に応じた新事業の創出や、中小企業者の経営の革新、企業立地、SOHO*の活性化を促進する。「奄美市ICT*プラザかさり」を奄美群島における情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用することにより、新たな企業立地や、地元企業の育成を支援する。
また、情報通信産業において情報通信技術の高度化や多様化に対応できる人材育成の取組を促進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会*等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上波テレビ放送のデジタル化に伴い発生した「新たな難視」地区解消のための恒久対策が早期に完了するよう国や放送事業者等と連携して取り組むとともに、ラジオの難聴解消を促進する。
また、CATV*が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに、関係機関との連携によるスラッジ*など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

また、魚類養殖業については、適正養殖を推進し、漁場環境の保全を図る。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

また、既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。

特に、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港については、新鮮な水産物の安全で効率的な供給に向けて、その重点的な整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて、資源の適正管理を推進するとともに、藻場*を再生するため、ホンダワラ類の藻場*造成手法の調査研究を推進する。

また、関係研究機関等と連携し、効率的な栽培漁業の展開を推進する。

f 海面養殖業の振興

- クロマグロやカンパチ等の魚類、藻類等の養殖業の振興を図る。

特にクロマグロ養殖は、人工種苗生産技術開発等の促進を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、流通関連施設など出荷体制の整備とともに、クロマグロ等の養殖生産物の奄美ブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動*、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

i 担い手の育成・確保

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、林道の開設や既設林道の改良・舗装を推進する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ、たけのこ、ソテツ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、奄美群島を1組合とする広域合併を促進し、経営基盤の強化を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 奄美大島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア^{*}の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 黒糖焼酎については、地域団体商標^{*}や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- 龍郷町の「島育ち館」や瀬戸内町の「せとうち物産館」, 「せとうち海の駅」の活用等による地域の豊富な農林水産物を利用した特産品の開発・商品化や物産展・インターネット等を活用した販路拡大を進めるとともに, 特産品の製造体験など観光客の体験志向への対応を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン*などを踏まえ, 群島が一体となって, 奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。
- 大島紬については, 若い世代向けの製品の開発や, 産地デザイナー*の育成による新柄中心の商品開発を進めるほか, 「本場奄美大島紬」の地域団体商標*を有効活用し, ブランド価値を高めながら, 産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。
- 本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や履歴システム*の活用による信用力の向上, ICT*の活用等により, 生産者自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め, 流通経路を多様化する取組を支援する。
- 県工業技術センターの研究成果である着姿シミュレーションシステム*を活用することなどにより, 産地のオリジナルデザイン開発を促進するとともに, 同センターの試験研究の成果を業界へ移転普及し, 製造システムの省力化や, 大島紬の生産技術を生かした洋装品や服飾小物等の開発を促進する。
- (公財) 奄美群島地域産業振興基金協会の事業により, 大消費地における大島紬の展示・求評会の開催や, 原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画* (平成26年4月) 及びかごしま製造業振興方針* (平成23年3月) に基づき, 企業等への財政支援, 環境整備, 販売促進支援, 人材支援, 技術支援等を行うとともに, 特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業, 地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業, 高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場大島紬を生かした繊維関連産業など, 奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。

また, 地元市町村による経営・操業状況等の情報収集, 企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに, 地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

- 奄美市においては, 土地区画整理事業による都市基盤整備や空き店舗を活用したチャレンジショップなど都市再生整備計画事業も組み合わせ, にぎわいに満ちた魅力ある商店街づくりの形成に取り組んでおり, これらの事業の実施により, 中心商店街の活性化を促進する。

- 奄美市中心市街地以外の地域においては、地域の消費者ニーズに対応し、地域課題の解消に向けた取組への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。
また、商工会議所、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携^{*}による新事業創出の取組を促進するため、(公財)かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 創業や新分野進出、規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定、研究開発、設備投資等への一貫した支援を行う。
- 情報通信産業における起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や人材育成の取組を促進する。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。
- ICT^{*}による地理的格差の解消や高度なICT^{*}利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより、島内の豊かな地域資源を生かし

た起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 地域雇用開発促進法^{*}に基づく地域雇用開発奨励金^{*}や実践型地域雇用創造事業^{*}等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、営農希望者への就農相談活動や、市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- (公財)かごしま産業支援センターが開催する各種セミナーにより起業家や中小企業等の人材育成を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のU I Oターン^{*}者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住^{*}の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(7) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源を活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会^{*}」の実施やエコツーリズム^{*}の推進などを通じて、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- タラソテラピー^{*}施設の「タラソ奄美の竜宮」など、「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。
- 国内外のスポーツ合宿を誘致するなど、暖かい気候を生かした奄美市のスポーツアイランド構想^{*}を促進するとともに、ダイビング等のマリンスポーツの普及や個性豊かな各種イベントの開催、教育旅行の誘致等に努め

る。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 奄美パークを群島全体の観光拠点として、黒潮の森マングローブパーク等の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等の整備や、インターネット等を活用した観光地間の交通アクセスの情報発信などを推進する。
また、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理を行い、快適性・利便性の向上に努める。
- 平成32年に鹿児島県で開催予定の国体を見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティ*あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター*、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士*や旅行業者代理業*に係る奄美群島を対象とした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 世界自然遺産*登録を視野に入れ、国際チャーター便運航に係るC I Q*要員配置が円滑にできるような仕組みづくりの検討を進める。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク*の形成を促進する。
- クルーズ船や定期船による観光交流を推進するため、世界自然遺産*国内候補地として、将来を見据え、国内外からの大型観光船や定期船利用の観光客等を受け入れる環境を整備し、航路の維持、開発に努める。
- 空港や港等へのアクセス向上を図るため、国道58号等の幹線道路整備や観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい

景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

観光客の利便性向上を図るため、定期観光バスや観光タクシー等の整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- 奄美パークを奄美群島全体の情報発信の拠点として活用するとともに、(一社)奄美群島観光物産協会*のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会*を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 奄美大島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。
また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。
特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会*を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産*登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 奄美大島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取り

を行い、記録に努めるとともに、奄美群島自然共生プラン^{*}に基づき、関係機関、地域住民、NPO^{*}等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。

- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産^{*}登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産^{*}の国内候補地として将来も見据え、適切な保護措置を講じるため、国立公園指定等の取組を進め、保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物^{*}の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するための監視活動の強化、モニタリング調査及び情報発信に努める。
- 希少野生動植物^{*}のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、マングース・ノヤギ等の駆除、ノイヌ・ノネコ対策、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。

また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物^{*}の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の間活動によって損なわれた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少野生動植物^{*}の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。
- 希少野生動植物^{*}が数多く生息・生育するなど、人間の立入に対して脆弱な地域では、立入制限や利用調整の導入を図るとともに、奄美大島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム^{*}や環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物^{*}等について十分な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 世界自然遺産*国内候補地として、将来も見据えた適切な保全・活用のために、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働によって質の高い自然環境の保安全管理を進めるとともに、利用施設の整備・改善、自然環境保全と地域の伝統的な自然利用や社会経済活動との両立、環境保全に要する費用の増加への対応等、考えられる課題の解決に取り組む。
- 世界自然遺産*国内候補地として、将来も見据えた保全・活用を図る観点から、貴重な自然の保全と地域振興を両立するため、市町村等と連携して計画的な受入体制の整備を促進する。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地として、価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産*登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画*」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。
自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業^{*}等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業^{*}の検討・採用に努める。

また、世界自然遺産国内候補地の価値の維持を図る観点から、統一した環境配慮ガイドラインの策定に取り組み、必要な措置を講じる。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃、農林水産物等の輸送コストについて、軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(4) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、東京、大阪、福岡、沖縄など群島内外の路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 名瀬港については、群島内の物流・人流の拠点としての機能向上のために、引き続き外郭施設や臨港道路の整備を推進するとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策に努める。

また、高齢者を含む利用者の利便性や安全性の向上のため、旅客ターミナル及び周辺のバリアフリー^{*}対策に努めるとともに、大規模地震発生後の物資の緊急輸送や住民避難の拠点を確保するための耐震強化岸壁や防災拠点となる緑地の整備を推進する。

なお、本港区においては、奄美市が進める「まちづくり事業」と連携したウォーターフロント再開発名瀬港本港地区（マリンタウン地区）整備事業に

よる都市機能の向上を図り、安全性、効率性、快適性の高い港湾空間の形成を図る。

- 古仁屋港については、貨物船の荷役の効率化を図るため、防波堤の整備を進めるとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。

島内のその他の港湾については、名瀬港との機能分担を考慮した物流の効率化を進めるとともに、漁業基盤としても利用されている港湾では、台風時等における避難先の確保と荷捌施設の利便性向上を図る。

また、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 奄美大島を縦貫する幹線の国道58号については、奄美空港や名瀬港等の交通拠点へのアクセス改善に努め、島内交通の円滑化を推進する。

県道については、空港・港湾等の交通結節点へのアクセスを改善するとともに、島内各集落間の交流を促進するため、主要地方道名瀬瀬戸内線等の整備を推進する。

- 島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている市町村道の整備を促進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス^{*}等については、地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(I) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車^{*}等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織^{*}の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 大和川の洪水対策と大和村の生活用水を確保するため、生活貯水池大和ダムの適切な維持管理に努める。
- 人家や公共施設、災害時要援護者関連施設[※]等を保全するため、与蓋川等における土石流対策、鳩浜地区等における急傾斜地崩壊対策や浦地区等における地すべり対策を推進する。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

E 港湾整備の推進

- 大規模地震発生後の避難・救助・復旧作業等に対応する海上交通ルートを確保するため、名瀬港では、耐震強化岸壁や防災拠点緑地等の整備を進めるとともに、奄美群島全体における対策としては応急対策や既存施設の老朽化対策の検討を進める。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21[※]や各市町村健康増進計画[※]に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導[※]等の保健事業を総合的に促進する。
また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト[※]で検証したタラソテラピー[※]や長寿食材等の活用を促進する。
- 安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合

的な小児医療・周産期医療^{*}の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 地域の医療を確保するため、遠隔医療支援体制の充実や施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るとともに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

また、へき地医療拠点病院^{*}である県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制の整備・充実を図る。

- 県立大島病院については、高度医療機器を更新するなど診療機能の充実・強化に努める。
- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制^{*}の充実を図るとともに、重篤患者の救命率の向上と圏域外への搬送をできるだけ少なくするため、県立大島病院の地域救命救急センターとしての医療機能強化を図る。

また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブの駆除方法について防御効果を検証し、人とハブとの共存の可能性について検討する。
- 携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、「はぶウマ抗毒素^{*}」を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。
- ハブ毒による筋壊死発生メカニズムの解明や抗筋壊死因子等を応用した治療薬の研究を進める。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動^{*}」を積極的に展開する。

また、奄美群島における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島

あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター^{*}を中心とした地域包括ケア体制^{*}の整備・充実を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム^{*}等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実を図る。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度への移行を踏まえ、児童福祉施設の設備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。
- 国の子ども・子育て支援新制度への移行を踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ^{*}の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター^{*}の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による市町村地域福祉計画^{*}策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ^{*}や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO^{*}活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業^{*}の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップ^{*}を積極的に促進する。
- 本地域内の一部市町村には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育^{*}については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室^{*}の受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進するなど、奄美群島における高等教育機能の充実に努める。
また、専修学校については、離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関として健全な発達が図られるよう、支援に努める。
さらに、放送大学については、県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。
また、国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 県立奄美図書館を奄美群島における拠点図書館として、地域全体の図書館ネットワークを形成するとともに、奄美群島に関する情報発信等の機能を拡充する。
また、新図書館情報システムへの全市町村の参加を促進する。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。

- 県子ども読書活動推進計画[※]やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室[※]の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。
また、専修学校については、離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関としての役割が発揮されるよう、その支援に努める。
さらに、放送大学については、県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。
- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 住民のICT[※]の学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO[※]等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、奄美大島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物[※]等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 奄美市、瀬戸内町の営農支援センターを中心とした新規就農者の育成や市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者[※]等の担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。
- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の育成を推進する。
- 県工業技術センターなど関係機関による技術指導を通じて大島紬の後継者育成を図るほか、(公財)かごしま産業支援センターによるセミナー開催等により、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士[※]等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、未普及地域の水道整備、既設の水道施設の統合整備や施設の更新事業等を促進する。

B 都市基盤

- 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市における土地区画整理や街路などの都市基盤施設の整備促進を図る。
また、都市における良好な生活環境の確保等のため、都市公園等の整備を促進する。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 火葬場については、老朽化した焼却施設等を更新し、機能維持と将来の火葬需要を踏まえた建替えを促進する。

C 住環境の整備

- 豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建替え、長寿命化計画に基づく既存住宅の長寿命化等を促進する。
また、奄美市の中心市街地においては、土地区画整理事業等による防災性の向上など住環境の整備を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン[※]に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

- 電力の需要状況等の的確な把握に努め、それに応じた電力供給施設の整備を促進する。

3 加計呂麻島，請島，与路島の振興方策

(1) 地域の概要

加計呂麻島は、面積約77km²と3島の中では最大の島であり、散在する大小30の集落に約1,400人が居住している。大部分が林野であり、耕地面積はわずかである。奄美大島の古仁屋から瀬相及び生間にそれぞれ町営の定期フェリーが就航しており、海上タクシーも島民にとって奄美大島までの交通手段となっている。島内は、入り組んだ入江沿いに道路があり、島の東端から西端まで車で約1時間かかるなど、不便な交通事情を抱えている。

さとうきびを基幹作物に、野菜や畜産との複合経営が行われているほか、ソテツの実を特産品として出荷し、また、真珠の養殖等も行われている。

請島は、加計呂麻島の南方に位置し、面積約13平方キロメートル、人口は約130人で2つの集落があり、古仁屋港との間を町営定期船が1日1往復している。

畜産が盛んであるほか、スプレーギク、ソテツの実・苗を特産品として出荷している。

与路島は、請島の西方に位置し、面積約9平方キロメートル、1つの集落に約100人が居住している。請島と同様、古仁屋との間を町営定期船が1日1往復就航している。畜産が盛んであるほか、ソテツの実・苗を特産品として出荷している。

請島、与路島ともに古仁屋港との定期航路は、小型船で外海を経由するため欠航率が高く、交通条件は群島の中でも特に厳しい地域となっている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者の確保・育成については、就農相談から就農前研修、経営の開始・定着に至るきめ細かな支援に努める。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト^{*}の低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進

するとともに、担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- 農畜産物の生産振興については、きび酢や黒糖の原料であるさとうきびの安定生産、キクなど収益性の高い施設園芸、地場向け野菜、放牧経営を基本とした低コストな肉用子牛の生産拡大等を図る。
- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、③家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。
- 農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ^{*}等を整備・活用し、コールドチェーン体制^{*}の充実・強化を図る。

また、輸送コストの軽減を図るため、計画出荷体制の確立に努め、本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 農産物加工については、6次産業化^{*}や農商工等連携^{*}の推進により、特色ある農産物を用いた加工品づくりを支援し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌^{*}に対応できる技術開発を推進する。
- 特殊病害虫^{*}対策については、カンキツグリーニング病^{*}等の侵入防止対策に努める。
- 鳥獣被害対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し、集落ぐるみの鳥獣を寄せ付けない取組や侵入防止柵の整備、被害を与える鳥獣の適切な捕獲など総合的な被害防止対策を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設^{*}や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を

推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度^{*}」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育^{*}及び地産地消

- 食育^{*}及び地産地消については、さとうきびの栽培、きび酢づくりなどの様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、観光関連産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり運動^{*}を推進する。
- 水土里サークル活動^{*}については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設^{*}、営農飲雑用水施設^{*}等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光関連産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム^{*}等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(ア)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 光ファイバ^{*}など地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク^{*}など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- インターネットを活用した事業活動に関して、社会経済の変化に応じた新事業の創出や、中小企業者の経営の革新、企業立地、SOHO^{*}の活性化を促進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会^{*}等によるホームページなどを活用し

た特産品販売等の取組を支援する。

- 地上波テレビ放送のデジタル化に伴い発生した「新たな難視」地区解消のための恒久対策が早期に完了するよう国や放送事業者等と連携して取り組むとともに、ラジオの難聴解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに、関係機関との連携によるスラッジ*など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

また、魚類養殖業については、適正養殖を推進し、漁場環境の保全を図る。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

また、既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて、資源の適正管理を推進するとともに、藻場*を再生するため、ホンダワラ類の藻場*造成手法の調査研究を推進する。

また、関係研究機関等と連携し、効率的な栽培漁業の展開を推進する。

f 海面養殖業の振興

- クロマグロやカンパチ等の魚類、藻類等の養殖業の振興を図る。
特にクロマグロ養殖は、人工種苗生産技術開発等の促進を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動*、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、既設林道の改良・舗装を推進する。

c 特用林産物の振興

- ソテツの生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

d 森林とのふれあいの推進

- 加計呂麻島、請島、与路島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア^{*}の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

e 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 島内で生産されているさとうきびを利用した黒糖や、地域団体商標^{*}を取得した「かけろまきび酢」、自然海塩等の健康や癒しをテーマにした特産品の生産振興を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

- 奄美群島成長戦略ビジョン*などを踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画*（平成26年4月）及びかごしま製造業振興方針*（平成23年3月）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材支援、技術支援等を行うとともに、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場大島紬を生かした繊維関連産業など奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。

また、地元市町村による経営・操業状況等の情報収集、企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度*の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

c 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携*による新事業創出の取組を促進するため、（公財）かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 創業や新分野進出、規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定、研究開発、設備投資等への一貫した支援を行う。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。

- ICT*による地理的格差の解消や高度なICT*利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度*の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法*に基づく地域雇用開発奨励金*や実践型地域雇用創造事業*等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、営農希望者への就農相談活動や、市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のUIOターン*者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住*の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会*」の実施やエコツーリズム*の推進などを通じ、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- 「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 体験・滞在型観光に対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進するとともに、こうした施設や海上タクシー等を活用した観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い、快適性の向上に努める。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティ^{*}あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター^{*}、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士^{*}や旅行業者代理業^{*}に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 古仁屋の「せとうち海の駅」を拠点として、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島等を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク^{*}の形成を促進する。
- 港と島内の観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進するとともに、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (一社)奄美群島観光物産協会^{*}のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会^{*}を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承，創造

○ 各島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため，優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出する。

○ 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また，学校教育や生涯学習の場で，島唄や諸鈍シバヤ，八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか，体験交流等を推進し，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

○ 今後も目覚ましい経済発展が期待され，地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し，交流人口の増加を図る。

○ 地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄県との県際交流を促進するため，交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに，それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に，奄美・やんばる広域圏交流推進協議会*を中心に，地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産*登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

○ 加計呂麻島，請島，与路島の多様で豊かな自然，その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境，歴史・文化，伝統技術・芸能，特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため，こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い，記録に努めるとともに，奄美群島自然共生プラン*に基づき，関係機関，地域住民，NPO*等のネットワークの形成を促進し，併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。

○ 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し，知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産*登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

○ 関係機関が連携を深め，世界自然遺産*国内候補地と一体的な地域として，適切な保護措置を講じるため，国立公園指定等の取組を進め，保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに，地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

○ 希少野生動植物*のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進とともに，国内外からの外来種侵入の防止，マングース・ノヤギ等の駆除，ノイヌ・ノネコ対策，飼養動物の適切な飼育など，総合的な外来種対策を促進する。

また，サンゴ礁の保全については，オニヒトデ等の駆除，モニタリング

調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物の*保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の間活動によって損なわれた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少野生動植物*の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。
- 希少種が数多く生息・生育するなど、人間の立入に対して脆弱な地域では、立入制限や利用調整の導入を図るとともに、加計呂麻島、請島、与路島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム*や環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物*等について十分な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 世界自然遺産*国内候補地と一体的な地域としての適切な保全・活用のために、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働による保全管理を進めるとともに、利用施設の整備・改善、自然環境保全と地域の伝統的な自然利用や社会経済活動との両立、環境保全に要する費用の増加への対応等、考えられる課題の解決に取り組む。
- 世界自然遺産*国内候補地と一体となった保全・活用を図る観点から、貴重な自然の保全と地域振興を両立するため、市町村等と連携して計画的な受入体制の整備を促進する。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画*」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を

踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、加計呂麻島では今後とも奄美大島側で処理を行うこととしており（与路島・請島では小型焼却炉を設置し焼却処理を実施）、引き続きごみの減量化・リサイクルを促進していく。

また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。

自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業*等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

また、世界自然遺産国内候補地の価値の維持を図る観点から、統一した環境配慮ガイドラインの策定に取り組み、必要な措置を講じる。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃、農林水産物等の輸送コストについて、軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べて割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 海上交通

- 加計呂麻港では漁船等の安全な係留のため、小型船だまりの整備を推進するとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

B 陸上交通

- 加計呂麻島においては、島内の各集落と港を結ぶ一般県道安脚場実久線の整備を進め、交通の円滑化や住民の利便性向上に努める。
- 島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス*等については、地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(イ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 常備消防体制の充実・強化、防火水槽等の消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織*の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 人家や公共施設、災害時要援護者関連施設[※]等を保全するため、第三伊子茂川等における土石流対策、西阿室地区における地すべり対策を推進する。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21[※]や各市町村健康増進計画[※]に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導[※]等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト[※]で検証したタラソテラピー[※]や長寿食材等の活用を促進する。

- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療[※]の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- へき地医療拠点病院[※]である県立大島病院による特定診療科の巡回診療、瀬戸内町へき地診療所による巡回診療を実施するとともに、県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制の整備・充実を図る。

また、施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充

実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制[※]の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。
また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施する。
- 携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、「はぶウマ抗毒素[※]」を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実に努める。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動[※]」を積極的に展開する。
また、奄美群島における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト[※]」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。
高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター[※]を中心とした地域包括ケア体制[※]の整備・充実に努める。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。
特に、グループホーム[※]等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。
また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実に努める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整

備を促進する。

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ[※]の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター[※]の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による市町村地域福祉計画[※]策定の促進を図る。
- 老人福祉施設宿泊体験研修等を通じて、ボランティアやNPO[※]活動の促進を図る。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業[※]の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舍等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を促進する。
- 本地域内には高等学校等がないため、他の地域の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育[※]については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。

- 県子ども読書活動推進計画[※]やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育を推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 住民のICT[※]の学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO[※]等の人材育成を促進する。
 - 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、各島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
 - 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動を進める人材の育成を図る。
 - 希少野生動植物[※]等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。
- ### (C) 産業を支える人材の育成・確保
- 新規就農者の確保・育成については、就農相談から就農前研修、経営の開始・定着に至るきめ細かな支援に努める。
 - 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士[※]等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、未普及地域の水道整備、既設の水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 資源・エネルギー

A 水資源

- 地域の特性に応じた水資源の確保、保全及び有効利用を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン※に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

4 喜界島の振興方策

(1) 地域の概要

喜界島は、航路距離で本土から377km、奄美市名瀬から69kmの奄美大島の東方海上に位置し、面積は約57km²、1町のみで約8,200人が居住している。山岳、河川はほとんどなく、耕地面積が全体の約4割を占めている。航空路では、鹿児島空港と1日2往復、奄美空港と1日3往復サブ機で結ばれており、航路では、上下それぞれ週5便の定期船で鹿児島、奄美大島、徳之島等と結ばれている。

さとうきびと畜産や園芸作物とを組み合わせた複合経営が盛んであり、また、一本釣漁業や曳縄漁業、クルマエビ養殖も行われている。

なお、地下ダムを活用した畑かん営農の振興と地域経済の浮揚が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、町営農支援センターを中心とした新規就農者の研修受入体制や施設等の整備、園芸作物の栽培技術の確立・普及、また、これらの活動と連携した町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者※等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、地下ダム、ため池、湧水を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト※の低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進するとともに、担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産，販売，流通

- さとうきびについては，需要に応じた生産量の確保を図るため，収穫面積の拡大に努めるとともに，かんがい施設を活用したかん水の徹底，適期管理，地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また，機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策*の対象となる担い手・生産者組織の育成など，より効率的な生産体制への誘導を図るとともに，粗糖生産においては，国内産糖の価格競争力の強化と一層の効率化に努めるなど，さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜・果樹・花きについては，トマト，キク類，マンゴー等の栽培技術の向上に努めるとともに，新規品目への取組や平張施設*などの防風施設やハウス施設等の生産施設の整備を推進し，かんがい施設を活用した産地育成を図る。

- 肉用牛については，さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として，
①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入，草地の更新による単収向上，地域未利用資源の積極的な活用，②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産，③家畜疾病の発生とまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の推進を図る。

- ごまについては，さとうきびとの輪作を基本に，契約栽培を推進するとともに，省力機械化体系や安定生産技術の確立を図る。

- 農産物の販路拡大については，県内外のアンテナショップ*を活用した販売促進キャンペーンを実施するなど，PR活動を積極的に展開する。

- 農産物輸送については，野菜や花，果実輸送の合理化を図るため，集出荷施設及びフリーザーコンテナ*等を整備・活用し，コールドチェーン体制*の充実・強化を図る。

また，輸送コストの軽減を図るため，計画出荷体制の確立に努め，本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 農産物加工については，6次産業化*や農商工等連携*の推進により，特色ある農産物を用いた加工品づくりを支援し，農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどにおいて，新規品目を含む栽培技術や土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，重粘土壌*に対応できる技術開発を推進する。

- 特殊病害虫*対策については，アリモドキゾウムシの根絶に向けた取組を展開する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設*や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，

ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設*の計画的な整備を推進する。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度*」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育*及び地産地消

- 食育*及び地産地消については、ごまの栽培など様々な体験や、生産者と消費者の交流等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光関連産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり運動*を推進する。
- 水土里サークル活動*については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設*、営農飲雑用水施設*等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光関連産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム*等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(7)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 光ファイバ[※]など地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク[※]など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- インターネットを活用した事業活動に関して、社会経済の変化に応じた新事業の創出や、中小企業者の経営の革新、企業立地、SOHO[※]の活性化を促進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会[※]等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに、関係機関との連携によるスラッジ[※]など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

また、魚類養殖業については、適正養殖を推進し、漁場環境の保全を図る。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

また、既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。

特に、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港については、新鮮な水産物の安全で効率的な供給に向けて、その重点的な整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて、資源の適正管理を推進するとともに、藻場^{*}を再生するため、ホンダワラ類の藻場^{*}造成手法の調査研究を推進する。

また、関係研究機関等と連携し、効率的な栽培漁業の展開を推進する。

f 海面養殖業の振興

- クルマエビ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、流通関連施設など出荷体制の整備とともに、クロマグロ等の養殖生産物の奄美ブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動^{*}、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

- 喜界島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア^{*}の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 黒糖焼酎については、地域団体商標^{*}や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
- 白ごまをはじめとする農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン^{*}などを踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。
- 大島紬については、若い世代向けの製品の開発や、産地デザイナー^{*}の育成による新柄中心の商品開発を進めるほか、「本場奄美大島紬」の地域団体商標^{*}を有効活用し、ブランド価値を高めながら、産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。
- 本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や履歴システム^{*}の活用による信用力の向上、ICT^{*}の活用等により、産地自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め、流通経路を多様化する取組を支援する。
- 県工業技術センターの研究成果である着姿シミュレーションシステム^{*}を活用することなどにより、産地のオリジナルデザイン開発を促進するとともに、同センターの試験研究の成果を業界へ移転普及し、製造システムの省力化や、大島紬の生産技術を生かした洋装品や服飾小物等の開発を促進する。
- (公財)奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、大消費地における大島紬の展示・求評会の開催や、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画^{*}(平成26年4月)及びかごしま製造業振興方針^{*}(平成23年3月)に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材支援、技術支援等を行うとともに、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本

場大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。

また、地元市町村による経営・操業状況等の情報収集、企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズに対応し、地域課題の解消に向けた取組への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度[※]の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。
また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携[※]による新事業創出の取組を促進するため、(公財)かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 創業や新分野進出、規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定、研究開発、設備投資等への一貫した支援を行う。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。
- ICT[※]による地理的格差の解消や高度なICT[※]利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度[※]の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- （公財）かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法^{*}に基づく地域雇用開発奨励金^{*}や実践型地域雇用創造事業^{*}等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、営農希望者への就農相談活動や、市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- （公財）かごしま産業支援センターが開催する各種セミナーにより起業家や中小企業等の人材育成を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のU I Oターン^{*}者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住^{*}の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源やダイビング等のマリンスポーツを有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会^{*}」の実施やエコツーリズム^{*}の推進などを通じて、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。

- 「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。
- 観光客等が自由に地場産農産物を食することができる農園等を既存観光資源に併設して整備し、交流人口拡大を図る。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 島内に点在する史跡や夕日の散歩道、百之台公園、空港臨海公園、フラワーランド・メンハナ公園等を活用した魅力ある島めぐり観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い、快適性の向上に努める。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティ*あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター*、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士*や旅行業者代理業*に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク*の形成を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備とともに、世界自然遺産*国内候補地と一体的な地域として景観形成が図られるよう、奄美群島らしい路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (一社)奄美群島観光物産協会*のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会*を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文

化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 喜界島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理の促進を図り、遺跡の発掘調査を実施して、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。
また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなど等の伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。
特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会^{*}を中心に、地域の主体的な取組による官民あげての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産^{*}登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 喜界島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした環境文化をよく知る住民に対する聞き取りを行い、地域住民、NPO^{*}等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。
- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産^{*}登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産^{*}国内候補地と一体的な地域として、適切な保護措置を講じるため、国立公園指定の推進等の取組を進め、国立公園区域等の保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物*の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するための監視活動の強化、モニタリング調査及び情報発信に努める。
- 希少野生動植物*の盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。

また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物*の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の人間活動によって損なわれた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少野生動植物*の生息・生育環境の保全等に努める。
- 喜界島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム*や環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物*等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産*登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画*」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、最終処分場の整備やごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。

自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業[※]等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産[※]の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業[※]の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃、農林水産物等の輸送コストについて、軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。
また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 湾港については定期船就航率の向上とふ頭の安全性向上のための外郭施設や、機能向上のための臨港道路等の整備を推進する
また、町管理港についても漁船等の利用に即した施設の整備を推進する。
さらに、島内の港湾について、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道喜界島循環線等の整備を進め、空港、港湾など交通結節点とのアクセスを改善するとともに、島内各集落との交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。
- 島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス^{*}等については、地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(イ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車^{*}等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織^{*}の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(ア) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21^{*}や各市町村健康増進計画^{*}に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導^{*}等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}で検証したタラソセラピー^{*}や長寿食材等の活用を促進する。

- 安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療^{*}の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。

- へき地医療拠点病院^{*}である県立大島病院による特定診療科の巡回診療を実施するとともに、県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制の整備・充実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。
- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制^{*}の充実を図るとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。
また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動^{*}」を積極的に展開する。
また、奄美群島における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。
高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター^{*}を中心とした地域包括ケア体制^{*}の整備・充実を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。
特に、グループホーム^{*}等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。
また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実を図る。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

- 国の子ども・子育て支援新制度のの見直しを踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ*の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター*の機能強化を図るとともに、町社会福祉協議会が中心となって実施している集落ごとの助け合いの輪を広げる小地域ネットワーク事業*などにより地域住民が支え合う体制づくりを促進するとともに、住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- ボランティア体験事業等を通じて、ボランティアやNPO*活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業*の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、中学校1校との連携型中高一貫教育を推進し、教員の相互乗り入れ授業、郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し、6年間の教育課程のあり方、進路指導等の改善・充実を図る。
また、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップ*を積極的に促進する。
- 特別支援教育*については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館，図書館，文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かがしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画^{*}やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため，社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 住民のICT^{*}の学習機会拡充など，情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO^{*}等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，喜界島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかがしま県民運動を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物^{*}等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 町営農支援センターを中心とした新規就農者の研修や園芸作物の栽培技術の確立・普及し，これらの活動と連携した町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者^{*}等担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。
- 新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため，漁業研修制度や制度資金の充実，中核的な漁業者や漁協青壮年部，女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 県工業技術センターなど関係機関による技術指導を通じて大島紬の後継者育成を図るほか，（公財）かがしま産業支援センターによるセミナー開催等により，起業家や中小企業等の人材育成を図る。

- 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士[※]等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進するとともに、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するため、高度浄水施設[※]等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 住環境の整備

- 豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建替え、長寿命化計画に基づく既存住宅の長寿命化等を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン[※]に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

5 徳之島の振興方策

(1) 地域の概要

徳之島は、航路距離で本土から492km、奄美市名瀬から109kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積は約248km²と奄美大島に次ぐ大きな島で、山脈が島を東西に分断しており、3町に約2万6千人が居住している。航空路では、鹿児島空港と1日4往復DHC-8-400型機で、奄美空港と1日2往復サブ機で結ばれており、航路では、亀徳港は奄美大島や沖永良部島等と毎日上下1便ずつの定期船が就航しているほか、平土野港は古仁屋港等と週5便の定期船で結ばれている。

耕地面積は群島中最大で、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産額は群島全体の約5割、畜産も群島の約4割を占める。

また、国営かんがい排水事業が平成9年度から実施されており、早期通水による畑

かん営農の推進が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会を中心とし、新規就農者や認定農業者^{*}等の担い手、水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ため池やダム等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト^{*}の低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進するとともに担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、基盤整備地区への作付等により収穫面積の維持に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及、種苗の確保支援等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策^{*}の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と一層の効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、たんかん、マンゴー、パッションフルーツ等の果樹やソリダゴ等の花きについては、平張施設^{*}などの防風施設やハウス施設等の生産施設の整備を推進するとともに、栽培技術の向上による産地拡大を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、

①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草

地の更新による単収向上，地域未利用資源の積極的な活用，②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産，③家畜疾病の発生とまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の推進を図る。

- 落花生やゴマなどについては，優良品種の導入や管理技術の改善による安定生産を図る。

また，茶については，機能性に着目した特色ある茶生産の取組を推進する。

- 農産物の販路拡大については，県内外のアンテナショップ[※]を活用した販売促進キャンペーンを実施するなど，PR活動を積極的に展開する。
- 農産物輸送については，野菜や花，果実輸送の合理化を図るため，集出荷施設及びフリーザーコンテナ[※]等を整備・活用し，コールドチェーン体制[※]の充実・強化を図る。

また，輸送コストの軽減を図るため，計画出荷体制の確立に努め，本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 肉用子牛の円滑かつ効率的な取引を推進するため，家畜市場の整備を促進する。
- 農産物加工については，6次産業化[※]や農商工等連携[※]の推進により，特色ある地域農産物を用いた加工品づくりを支援し，農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，重粘土壌[※]に対応できる技術開発を推進するとともに，高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応するため，研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。
- 特殊病害虫[※]対策については，カンキツグリーニング病[※]等の防除対策に努める。
- 鳥獣被害対策については，市町村鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し，集落ぐるみの鳥獣を寄せ付けない取組や侵入防止柵の整備，被害を与える鳥獣の適切な捕獲など総合的な被害防止対策を推進する。
- ゴマダラカミキリムシの効果的な被害防除対策を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設[※]や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また，被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに，農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度^{*}」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育^{*}及び地産地消

- 食育^{*}及び地産地消については、さとうきびの栽培、黒糖づくりなどの様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光関連産業等との連携による特産のばれいしょ等の食材や地域の食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり運動^{*}を推進する。
- 水土里サークル活動^{*}については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光関連産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム^{*}等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を生かした観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(ア)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 光ファイバ^{*}など地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク^{*}など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。

- インターネットを活用した事業活動に関して，社会経済の変化に応じた新事業の創出や，中小企業者の経営の革新，企業立地，SOHO*の活性化を促進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また，（一社）奄美群島観光物産協会*等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- 地上波テレビ放送のデジタル化に伴い発生した「新たな難視」地区解消のための恒久対策が早期に完了するよう国や放送事業者等と連携して取り組むとともに，ラジオの難聴解消を促進する。
また，CATV*が整備されている地域については，メディアの特性等を生かして地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため，沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに，関係機関との連携によるスラッジ*など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか，サンゴ礁周辺の漁場を守るため，オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。
また，既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査，漁場の造成や漁港整備，浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し，漁業生産の向上を図る。
漁業資源の適切な管理と有効利用のため，資源の維持・回復への取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。
- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて，資源の適正管理を推進する。

f 海面養殖業の振興

- ヒトエグサ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

- 流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。

- 島内消費の拡大を図るため、魚食普及活動^{*}や地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、林道の開設や既設林道の改良・舗装を推進する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、奄美群島を1組合とする広域合併を促進し、経営基盤の強化を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 徳之島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア*の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 黒糖焼酎については、地域団体商標*や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。

また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- 自然海塩や落花生、パパイヤ、バンジロウ、ウコン、ガジュツ等の農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

- 奄美群島成長戦略ビジョン*などを踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画*（平成26年4月）及びかごしま製造業振興方針*（平成23年3月）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材支援、技術支援等を行うとともに、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。

また、地元市町村による経営・操業状況等の情報収集、企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズに対応し、地域課題の解消に向けた取組への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。
また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携^{*}による新事業創出の取組を促進するため、(公財)かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 創業や新分野進出、規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定、研究開発、設備投資等への一貫した支援を行う。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。
- ICT^{*}による地理的格差の解消や高度なICT^{*}利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法^{*}に基づく地域雇用開発奨励金^{*}や実践型地域雇用創造事業^{*}等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、営農希望者への就農相談活動や、市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確

保・育成を図る。

- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- (公財)かごしま産業支援センターが開催する各種セミナーにより起業家や中小企業等の人材育成を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のUIOターン*者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住*の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源やダイビング等のマリンスポーツを有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会*」の実施やエコツーリズム*の推進などを通じて、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- 「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。
- 天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベント、闘牛大会など観光イベント等の開催や暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致に努める。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 与名間海浜公園や畦プリンスビーチ海浜公園、瀬田海海浜公園など海洋性レクリエーション施設や、地域文化情報発信施設「徳之島なくさみ館」などの活用を図るとともに、体験・滞在型観光に対応した観光施設等の整備を進めながら、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある地域資源を組み合わせた周遊観光ルートづくりに努める。

- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い、快適性の向上に努める。
- 平成32年に鹿児島県で開催予定の国体を見据え、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティ^{*}あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター^{*}、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士^{*}や旅行業者代理業^{*}に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 群島内空港におけるチャーター便運航へ引き続き支援を行うとともに、チャーター便運航に必要な施設整備を促進する。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク^{*}の形成を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (一社)奄美群島観光物産協会^{*}ホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会^{*}を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

国際チャーター便運航に係るC I Q*要員配置が円滑にできるような仕組みづくりの検討を進める。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 徳之島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。

- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

- 地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会*を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産*登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 徳之島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、奄美群島自然共生プラン*に基づき、関係機関、地域住民、NPO*等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるような地域内外への情報発信等に取り組む。

- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産*登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産*の国内候補地として将来も見据え、適切な保護措置を講じるため、国立公園指定等の取組を進め、保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物*のロードキル（交通事故）や盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、マングース・ノヤギ等の駆除、ノイヌ・ノネコ対策、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。

また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物*の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少野生動植物*の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。
- 希少野生動植物*が数多く生息・生育するなど、人間の立入に対して脆弱な地域では、立入制限や利用調整の導入を図るとともに、徳之島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム*や環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物*等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。
- 世界自然遺産*国内候補地として、将来も見据えた適切な保全・活用のために、関係行政機関や地域関係者、専門家等との連携協働によって質の高い自然環境の保安全管理を進めるとともに、利用施設の整備・改善、自然環境保全と地域の伝統的な自然利用や社会経済活動との両立、環境保全に要する費用の増加への対応等、考えられる課題の解決に取り組む。
- 世界自然遺産*国内候補地として、将来も見据えた保全・活用を図る観点から、貴重な自然の保全と地域振興を両立するため、市町村等と連携して計画的な受入体制の整備を促進する。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産*登録

へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画^{*}」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、3町で構成する広域連合で整備した焼却施設、最終処分場、リサイクルプラザにおいて、平成15年度から広域的な処理を行っており、引き続きごみの減量化・リサイクルを促進していく。
また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。
自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産^{*}の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業^{*}の検討・採用に努める。
また、世界自然遺産^{*}国内候補地の価値の維持を図る観点から、統一した環境配慮ガイドラインの策定に取り組み、必要な措置を講じる。
さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。
なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等

に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃，農林水産物等の輸送コストについて，軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により，離島のガソリン価格の引き下げが行われているが，石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため，安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら，航空路線の維持を図る。

また，鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 亀徳港については，外郭施設の整備を進め，夏季における定期船の就航率の向上，台風波浪による浸水被害等に対する上屋等の安全性の確保を図る。
平土野港においては，特に冬季における港内静穏度を確保し，就航率を向上させるため，外郭施設の整備を進める。
また，島内の港湾においては，港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める
さらに，町管理港湾については，亀徳港や平土野港との機能分担を考慮した施設整備の可能性について検討する。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また，航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上，観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する主要地方道伊仙亀津徳之島空港線等の整備を進め，島内各地域から空港，港湾及び中心市街地へのアクセス改善に努める。
- 島内各集落間の交流を促進するため，バス路線や生活路線等となっている市町村道の整備を促進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため，道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため，計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス*等については，地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(イ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車^{*}等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 人家や公共施設、災害時要援護者関連施設^{*}等を保全するため、松原川等における土石流対策、能周地区等における急傾斜地崩壊対策を推進する。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(ア) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21^{*}や各市町村健康増進計画^{*}に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導^{*}等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動にお

いては、あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}で検証したタラソテラピー^{*}や長寿食材等の活用を促進する。

- 安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療^{*}の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制、沖縄県との医療連携推進体制の整備・充実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

また、医療施設・設備の整備を支援する。

- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制^{*}の充実を図るとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。
- また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブの駆除方法について防御効果を検証し、人とハブとの共存の可能性について検討する。
- 携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、「はぶウマ抗毒素^{*}」を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。
- ハブ毒による筋壊死発生メカニズムの解明や抗筋壊死因子等を応用した治療薬の研究を進める。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動^{*}」を積極的に展開する。

また、奄美群島における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター*を中心とした地域包括ケア体制*の整備・充実を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム*等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実を図る。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。
- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ*の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター*の機能強化を図るとともに、見守り活動のモデル地区を設けるなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- 社会人や学生の社会福祉施設体験学習等を通じて、ボランティアやNPO*活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業^{*}の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を、促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップ^{*}を積極的に促進する。
- 本地域内の一部市町村には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育^{*}については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室^{*}徳之島分室の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。
また、国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画^{*}やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。
- 鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室^{*}徳之島分室の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

○ かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

○ 住民のICT^{*}の学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

○ 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。

また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO^{*}等の人材育成を促進する。

○ 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、徳之島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。

○ 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動を進める人材の育成を図る。

○ 希少野生動植物^{*}等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

○ 町担い手育成総合支援協議会を中心とした新規就農者や認定農業者^{*}等担い手及び水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

○ 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

○ 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の育成を推進する。

○ 県工業技術センターなど関係機関による技術指導を通じて大島紬の後継者育成を図るほか、(公財)かがしま産業支援センターによるセミナー開催等により、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

○ 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士^{*}等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

○ 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、水道施設の統合整備、新たな水源の確保及び老朽管の更新等を促進するとともに、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題がある南部地域では、高度浄水施設等の整備を促進する。

災害や干ばつなどによって水源が枯渇し、水道水の供給が不可能となった際の応急給水に対応するための給水車の導入を促進するほか、停電時の非常用電源設備等の設置の促進によって、安定したライフラインの確保を図る。

また、水道施設におけるポンプ等のエネルギー消費を低減する設備や、未

利用圧力の活用を図る設備等を導入することにより、省エネ・再生可能エネルギーの導入促進を図る。

B 都市基盤

○ 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、街路などの都市基盤施設の整備促進を図る。

都市における良好な生活環境の確保等のため、都市公園等の整備を促進する。

○ 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 住環境の整備

○ 豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建替え、長寿命化計画に基づく既存住宅の長寿命化等を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

○ 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

○ 既存水源の有効利用を図りながら、ダム建設や老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

○ 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

○ 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン※に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

6 沖永良部島の振興方策

(1) 地域の概要

沖永良部島は、航路距離で本土から546km、奄美市名瀬から163kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積約94km²、2町に約1万4千人が居住している。航空路では鹿児島島空港と1日3往復DHC-8-400型機等で、奄美空港、与論空港と1日1往復サブ機で結ばれており、航路では、和泊港は徳之島や与論島等と毎日上下それぞれ1便の定期船が就航し、知名漁港は平土野港等と週2便の定期船で結ばれている。平坦な島で、全面積の49%を耕地が占めている。

切花生産を中心とした花の島で知られており、「えらぶゆり」が、ブランド産地の指定を受けるなど、花きの生産額は群島全体の約9割を占めている。また、野菜の生産も盛んで、特にばれいしょは、かごしまブランド産地※の指定を受けている。さらに、畜産も盛んで、群島一の農業の島である。

今後、本格的な水源確保のため、国営かんがい排水事業による地下ダムの早期完成

が期待されている。

なお、全国農林水産祭むらづくり部門の天皇杯を2地区が受賞（県全体では6地区）するなど、共生・協働のむらづくりが展開されている島でもある。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者*等の担い手、水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、地下ダムやため池等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコスト*の低減と長寿命化を図る。

また、地籍調査が全域完了となるよう推進するとともに、担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、収穫面積の維持に努めるとともに、適期管理、かん水の徹底、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策*の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と一層の効率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、花きについては、新品種の導入や平張施設*、ビニールハウス等の生産施設の普及等による産地体制の強化に努める。

さらに、果樹については、マンゴー等の栽培技術の向上や防風施設等の整備を推進し、品質向上と安定生産に努めるとともに、産地拡大を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
 - ①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入，草地の更新による単収向上，地域未利用資源の積極的な活用，
 - ②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産，
 - ③家畜疾病の発生とまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の推進を図る。
- 葉たばこについては，栽培技術の向上に加え，共同乾燥・貯蔵施設の効率的活用や機械導入による省力化を推進するとともに，ほ場の団地化による生産の合理化等を図る。

また，さとうきびとの輪作による低コストで高品質な葉たばこの安定生産に努める。

- 農産物の販路拡大については，県内外のアンテナショップ[※]を活用した販売促進キャンペーンを実施するなど，PR活動を積極的に展開する。
- 農産物輸送については，野菜や花，果実輸送の合理化を図るため，集出荷施設及びフリーザーコンテナ[※]等を整備・活用し，コールドチェーン体制[※]の充実・強化を図る。

また，輸送コストの軽減を図るため，計画出荷体制の確立に努め，本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 農産物加工については，6次産業化[※]や農商工等連携[※]の推進により，特色ある農産物を用いた加工品づくりを支援し，農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，重粘土壌[※]に対応できる技術開発を推進する。
- 特殊病害虫[※]対策については，カンキツグリーニング病[※]等の防除対策を推進する。
- 鳥獣被害対策については，市町村鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し，集落ぐるみの鳥獣を寄せ付けない取組や侵入防止柵の整備，被害を与える鳥獣の適切な捕獲など総合的な被害防止対策を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設[※]や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また，被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに，農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については，地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や，広域的なブランド産地づくり，生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度^{*}」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育^{*}及び地産地消

- 食育^{*}及び地産地消については、ばれいしょの栽培などの様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光関連産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり運動^{*}を推進する。
- 水土里サークル活動^{*}については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設^{*}、営農飲雑用水施設^{*}等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光関連産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム^{*}等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(ア)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク^{*}など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LAN^{*}の増設を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- インターネットを活用した事業活動に関して、社会経済の変化に応じた新事業の創出や、中小企業者の経営の革新、企業立地、SOHO^{*}の活性化を

促進する。

- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また、(一社)奄美群島観光物産協会*等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- ラジオの難聴解消を促進するとともに、CATV*が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信基盤としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに、関係機関との連携によるスラッジ*など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。
また、既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。
特に、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港については、新鮮な水産物の安全で効率的な供給に向けて、その重点的な整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し、漁業生産の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて、資源の適正管理を推進する。

f 流通の合理化、消費の拡大

- 流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。
- 島内消費の拡大を図るため、魚食普及活動*や地産地消の取組を促進する。

g 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

h 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

i 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

j 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林の公益的機能の維持増進を図る。
- 保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 特用林産物の振興

- キクラゲ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

c 森林とのふれあいの推進

- 沖永良部の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア^{*}の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

d 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 黒糖焼酎については、地域団体商標^{*}や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。

また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- パパイヤやキクラゲ、アガリクス等の農林水産物等や花き類を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン*などを踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画*（平成26年4月）及びかごしま製造業振興方針*（平成23年3月）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材支援、技術支援等を行うとともに、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。

また、地元市町村による経営・操業状況等の情報収集、企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズに対応し、地域課題の解消に向けた取組への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度*の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携*による新事業創出の取組を促進するため、（公財）かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 創業や新分野進出，規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定，研究開発，設備投資等への一貫した支援を行う。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬，黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって，道路や港湾等の整備，都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに，税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し，企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら，雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。
- ICT^{*}による地理的格差の解消や高度なICT^{*}利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し，各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに，中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法^{*}に基づく地域雇用開発奨励金^{*}や実践型地域雇用創造事業^{*}等の活用により，雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに，多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については，営農希望者への就農相談活動や，市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業における雇用の創出については，関係団体等と連携して，就業希望者への就業相談や研修を行うほか，新規就業者を対象とした技術研修等の実施により，新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については，地域医療を担う人材や，介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに，多様なサービス基盤の確保，民間事業者への事業支援，介護労働者の能力開発の支援，介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- (公財)かごしま産業支援センターが開催する各種セミナーにより起業家や中小企業等の人材育成を図るとともに，商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて，企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のU I Oターン^{*}者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住^{*}の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(ア) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、ストーリー性をもって関連づけるなど、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また、「あまみシマ博覧会^{*}」の実施やエコツーリズム^{*}の推進などを通じ、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- タラソテラピー^{*}施設の「タラソおきのえらぶ」など、「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 昇龍洞や田皆岬、ワンジョ海浜公園など拠点となる観光地をはじめ、日本一のガジュマル、西郷隆盛や琉球王朝にまつわる史跡、季節毎の花等を組み合わせることにより、島内を周遊することができる観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、トイレ、休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い、快適性の向上に努める。
- 観光事業者等の接客研修等による、ホスピタリティ^{*}あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター、観光ボランティアガイド、インストラクター、ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士^{*}や旅行業者代理業^{*}に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め、観光客受入体制の充実を図る。
- 体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク[※]の形成を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (一社)奄美群島観光物産協会[※]ホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
- (一社)奄美群島観光物産協会[※]を中心に、県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成・販売などの取組を進め、認知度の向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 沖永良部島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。
また、学校教育や生涯学習の場で、村踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の拡大を図る。
- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。
特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会[※]を中心に、地域の主体的な取組による官民あげての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産*登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 沖永良部島の多様で豊かな自然，その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境，歴史・文化，伝統技術・芸能，特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため，こうした環境文化をよく知る住民に対する聞き取りを行い，記録に努めるとともに，奄美群島自然共生プラン*に基づき，関係機関，地域住民，NPO*等のネットワークの形成を促進し，併せてその価値が広く共有されるよう地域内外への情報発信等に取り組む。
- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し，知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産*登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保安全管理・整備

- 関係機関が連携を深め，世界自然遺産*国内候補地と一体的な地域として，適切な保護措置を講じるため，国立公園指定の推進等の取組を進め，国立公園区域等の保護地域の適正な保安全管理や公園施設等の整備を行うとともに，地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物*の保護対策については，その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに，多様な自然の生態系を把握し保全するための監視活動の強化，モニタリング調査及び情報発信に努める。
- 希少野生動植物*の盗採等への対策の推進とともに，国内外からの外来種侵入の防止，飼養動物の適切な飼育など，総合的な外来種対策を促進する。

また，サンゴ礁の保全については，オニヒトデ等の駆除，モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み，サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センター等と連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに，希少野生動植物*の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の人間活動によって損なわれた自然生態系について，より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに，自然公園などの保護地域以外においても，希少野生動植物*の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。
- 沖永良部島の自然環境の保全に配慮しつつ，地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また，観光客が多く訪れる地域については，過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう，現況等の把握に努め，市町村，関係機関，NPO等との協働により，自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに，希少野生動植物*等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 各種事業の実施に当たっては，当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画*」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、両町で構成する一部事務組合が整備したストックヤード等の活用により、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。
自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業*等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産*の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業*の検討・採用に努める。
さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃，農林水産物等の輸送コストについて，軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により，離島のガソリン価格の引き下げが行われているが，石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため，安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら，航空路線の維持を図る。

また，鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 和泊港については，外郭施設の整備を図り，花きなどの出荷が集中する春季における北東方向の波浪に対応する整備を推進するとともに，港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。

また，町管理港湾については，貨物船や漁船等の安全な利用を図るため港湾施設の適正な維持管理及び既存施設の老朽化対策の推進に努める。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また，航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上，観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道国頭知名線等の整備を進め，島内各地域から空港，港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに，島内各集落間の交通の円滑化，住民の利便性向上に努める。

- 島内各集落間の交流を促進するため，バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため，道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため，計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス*等については，地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(イ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車^{*}等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織^{*}の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(ア) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21^{*}や各市町村健康増進計画^{*}に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導^{*}等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}で検証したタラソテラピー^{*}や長寿食材等の活用を促進する。

- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療^{*}の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制、沖縄県との医療連携推進体制の整備・充実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。
- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制^{*}の充実を図るとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。
また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動^{*}」を積極的に展開する。
また、奄美群島における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。
高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター^{*}を中心とした地域包括ケア体制^{*}の整備・充実を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム[※]等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実を図る。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。
- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ[※]の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター[※]の機能強化を図るとともに、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや、住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ[※]や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO[※]活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業[※]の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校

生のインターンシップ[※]を積極的に促進する。

- 本地域内の一部市町村には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努める。
- 特別支援教育[※]については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画[※]やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を積極的に促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 住民のICT[※]の学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO[※]等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、沖永良部島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物[※]等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者[※]等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 県工業技術センターなど関係機関による技術指導を通じて大島紬の後継者育成を図るほか、（公財）かごしま産業支援センターによるセミナー開催等により、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士[※]等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、新たな水源の確保等を促進するとともに、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するための高度浄水施設[※]等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 住環境の整備

- 豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建替え、長寿命化計画に基づく既存住宅の長寿命化等を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(エ) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、地下ダムの建設や老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン[※]に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

C 電力

- 電力の需要状況等の的確な把握に努め、それに応じた電力供給施設の整備を促進する。

7 与論島の振興方策

(1) 地域の概要

与論島は、航路距離で本土から592km、奄美市名瀬から209kmの奄美大島の南西海上に位置し、県最南端の島である。沖縄までわずか23km弱と間近に眺望できるところに位置し、面積は約20km²、1町に約5,300人が居住している。航空路では、鹿児島空港と1日1往復DHC-8-400型機で、那覇空港と1日1往復、DHC-8-300型機で、奄美空港・沖永良部空港と1日1回三角運航により、サブ機で結ばれており、航路では、沖永良部島や沖縄本島等と毎日上下それぞれ1便ずつの定期船で結ばれている。

海洋性レクリエーションを中心とした観光の島として全国に知られており、観光が最も重要な産業の一つとなっている。また、平坦地が多く、さとうきび栽培や畜産が盛んであるほか、野菜・花きの産地化が図られつつある。

(2) 施策の展開

ア 定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者^{*}等の担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。
なお、担い手等が不足し、耕作放棄地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により耕作放棄地の解消を図る。
- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮し、ため池や湧水等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理等の整備等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。
また、担い手への農地集積を促進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、需要に応じた生産量の確保を図るため、遊休農地、基盤整備地区への作付、飼料作物との農地調整等により収穫面積の拡大に努めるとともに、かん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。
また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策^{*}の対象となる担い手・生産者組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と一層の効

率化に努めるなど、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

- 野菜については、さといもなどの優良種苗の導入や栽培技術の向上及び高性能選果機の導入による高品質化に努め、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、いんげん、ニガウリ等については、新品種の導入やビニールハウス等の普及推進による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持などの輸送体制の強化を図る。

さらに、キクやソリダゴ等の花き、マンゴー等の果樹については、新品種の導入やビニールハウス、平張施設*の普及推進による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持など輸送体制の強化を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、
①自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備や優良品種・草種の導入、草地の更新による単収向上、地域未利用資源の積極的な活用、②肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、③家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。
- 農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップ*を活用した販売促進キャンペーンを実施するなど、PR活動を積極的に展開する。
- 農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ*等を整備・活用し、コールドチェーン体制*の充実・強化を図る。

また、輸送コストの軽減を図るため、計画出荷体制の確立に努め、本土における農産物の荷さばき等を円滑にする輸送中継拠点の整備を図る。

- 農産物加工については、6次産業化*や農商工等連携*の推進により、特色ある農産物を用いた加工品づくりを支援し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

(D) 生産性向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌*に対応できる技術開発を推進する。
- 特殊病害虫*対策については、カンキツグリーンング病*等の防除対策に努める。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設*や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設*の計画的な整備を推進する。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の供給については、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなどにより、環境と調和した農業を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度^{*}」の普及等により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 食育及び地産地消

- 食育及び地産地消については、さとうきびの栽培、黒糖づくりなどの様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光関連産業等との連携によるモズク等の食材や地域の食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

(I) 農村の振興

- 農村の振興については、奄美群島の持つ豊かな自然や伝統文化を生かしながら、子どもからお年寄りまで地域住民がやすらぎを享受できる農村社会の維持・発展を図るため、集落の住民等が連携して取り組む共生・協働の農村(むら)づくり運動^{*}を推進する。
- 水土里サークル活動^{*}については、国土保全や水源涵養、景観形成などの農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域ぐるみの取組を推進する。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設^{*}等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村との交流については、豊かな自然や伝統的な祭り、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業や食文化など、奄美群島独特の魅力の発信や農産物直売所や体験施設などを活用した都市住民の受入体制の充実を図り、観光産業等とも連携した農林漁業の体験・交流を行うグリーン・ツーリズム^{*}等を推進する。

B 観光産業

- 観光は関連する産業の裾野が広い総合産業であり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となるだけでなく、自然や文化等を観光資源として活用できることから、奄美群島の地域資源を活用した観光施策の展開を図る。
なお、施策の詳細については、イ(7)Aにおいて記載する。

C 情報通信

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進する。
- 地域公共ネットワーク^{*}など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。

- インターネットを活用した事業活動に関して，社会経済の変化に応じた新事業の創出や，中小企業者の経営の革新，企業立地，SOHO*の活性化を促進する。
- ホームページ等を活用した観光や特産品などの情報発信を行う。
また，（一社）奄美群島観光物産協会*等によるホームページなどを活用した特産品販売等の取組を支援する。
- ラジオの難聴解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため，沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

- 環境美化運動を推進するとともに，関係機関との連携によるスラッジ*など船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止に努めるほか，サンゴ礁周辺の漁場を守るため，オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。
また，既存の漁港施設の老朽化に対し長寿命化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査，漁場の造成や漁港整備，浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進し，漁業生産の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため，資源の維持・回復への取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発等と合わせて，資源の適正管理を推進する。

f 海面養殖業の振興

- モズク養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

- 流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。
- 島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動*や地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズにも対応した製品づくりを推進するため、一次産業から三次産業が連携した地域水産資源を活用した加工品の開発や販売体制の整備、販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 公益的機能別施業森林^{*}や木材等生産機能維持増進森林^{*}の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を推進し、森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
- 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

- 与論島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア^{*}の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- リュウキュウマツなど奄美群島産材の利用拡大や亜熱帯森林の保全等に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 黒糖焼酎については、地域団体商標^{*}や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- パパイヤやモズク、トビウオ等の農水産物を利用した郷土料理や特産品等の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン[※]などを踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美群島の情報発信等の取組を推進する。

(b) 企業立地

- 奄美地域産業活性化計画[※]（平成26年4月）及びかごしま製造業振興方針[※]（平成23年3月）に基づき、企業等への財政支援、環境整備、販売促進支援、人材支援、技術支援等を行うとともに、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報関連サービス産業、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美群島の優位性を活かせる業種やハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地を推進する。
また、地元市町村による経営・操業状況等の情報収集、企業が必要とする情報提供の充実を図るとともに、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

- 地域の消費者ニーズに対応し、地域課題の解消に向けた取組への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度[※]の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。
また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業支援

- 奄美群島特有の豊富な資源の活用や農商工等連携[※]による新事業創出の取組を促進するため、（公財）かごしま産業支援センターにおいて、新商品開発や販路開拓等を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 創業や新分野進出、規模拡大を目指す中小製造業者が取り組む経営計画の策定、研究開発、設備投資等への一貫した支援を行う。

(D) 雇用

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地促進に努める。
- ICT^{*}による地理的格差の解消や高度なICT^{*}利活用能力を有する人材の確保と育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。
- 地元企業による地域資源を生かした新たな事業展開や新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度^{*}の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進することなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法^{*}に基づく地域雇用開発奨励金^{*}や実践型地域雇用創造事業^{*}等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、営農希望者への就農相談活動や、市町村の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- (公財)かごしま産業支援センターが開催する各種セミナーにより起業家や中小企業等の人材育成を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

(イ) 移住・定住の促進

- 地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代や若年層等のUIOターン^{*}者の移住・定住の促進を図るため、住居情報や職業紹介に係る情報の一元的な発信や2地域居住^{*}の推進による交流人口の増加を図る。

イ 交流拡大のための方策

(7) 奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用

A 地域資源を生かした観光施策の展開

(A) 観光資源の活用

- 特徴ある自然や文化，地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び，ストーリー性をもって関連づけるなど，観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する取組を促進する。
- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図る。
また，「あまみシマ博覧会^{*}」の実施やエコツーリズム^{*}の推進，教育旅行の誘致などを通じ，この島ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島の自然や文化を歩きながら楽しめる観光ネットワークづくりの推進を図る。
- 「長寿・子宝・癒し」の資源や魅力を活用したPR活動を促進する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 海洋レクリエーションなど，体験・滞在型観光に対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう，観光案内標識等を整備するとともに，トイレ，休憩所等の施設整備や路傍植栽の管理などを行い，快適性の向上に努める。
- 観光事業者等の接客研修等による，ホスピタリティ^{*}あふれるサービス提供体制づくりや外国人観光客も含めすべての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実を図る。
地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター^{*}，観光ボランティアガイド，インストラクター，ツアーガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに，マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供するイベントの充実などを図る。
通訳案内士^{*}や旅行業者代理業^{*}に係る奄美群島を対象にした特例制度の普及・定着に努め，観光客受入体制の充実を図る。
- 観光振興・地域の活性化等に資する奄美ナンバーの導入を推進する。

(C) 観光交通体系の整備

- 群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため，空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。
- 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに，群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワーク^{*}の形成を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進するとともに，奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- (社)奄美群島観光物産協会*のホームページをはじめ、各種媒体を積極的に活用し、国内外への魅力ある観光情報の発信及び販売に努める。

県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、群島内の島々を巡る旅行商品の造成などの取組を進め、認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美群島の自然、文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) アジアを視野に入れた観光施策の推進

- 誘客促進に努めるとともに、多言語による情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

B 愛着を育む地域文化の継承、創造

- 天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また、与論十五夜踊り等の伝統文化の保存・継承のため、学校教育や生涯学習の場において、それらの活用を図るとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流等を推進し、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

C 群島内外との交流の促進

- 今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の拡大を図る。

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会*を中心に、地域の主体的な取組による官民あげての交流・連携を促進する。

(イ) 世界自然遺産*登録に向けた施策の展開

A 共生ネットワークの形成

- 与論島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、こうした環境文化をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努めるとともに、奄美群島自然共生プラン*に基づき、関係機関、地域住民、NPO*等のネットワークの形成を促進し、併せてその価値が広く共有されるよう地域内外への情報発信等に取り組む。

- 奄美群島の自然と文化の関わりとその多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

B 世界自然遺産*登録に向けた取組の推進

(A) 国立公園等保護地域の保全管理・整備

- 関係機関が連携を深め、世界自然遺産*国内候補地と一体的な地域として、適切な保護措置を講じるため、国立公園指定の推進等の取組を進め、国立公園区域等の保護地域の適正な保全管理や公園施設等の整備を行うとともに、地元の自然保護意識の醸成を図る。

(B) 価値の維持

- 希少野生動植物*の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するための監視活動の強化、モニタリング調査及び情報発信に努める。
- 希少野生動植物*の盗採等への対策の推進とともに、国内外からの外来種侵入の防止、飼養動物の適切な飼育など、総合的な外来種対策を促進する。

また、サンゴ礁の保全については、ヨロン島ウルプロジェクトやヨロン島サンゴ礁基金の活用等による取組を推進するとともに、関係機関、地域住民、NPO*等の連携を深め、地域一体となってオニヒトデ等の駆除、モニタリング調査及びサンゴの着生・生育に適した環境整備等に取り組み、サンゴの保護・再生を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した奄美固有の生態系に係る調査研究や普及啓発を進めるとともに、希少野生動植物*の保護・観察のための拠点機能の整備について検討する。
- 過去の間活動によって損なわれた自然生態系について、より健全なものに蘇らせるための取組を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少な野生動植物の生息・生育環境の保全に対する配慮を行う。
- 与論島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム*や環境学習の推進を図る。

また、観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物*等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

(C) 気運の醸成

- 世界自然遺産*国内候補地としての価値の維持の重要性などについて、地域の住民の理解を得るとともに、共に世界自然遺産登録を目指す沖縄県や先進地である屋久島などと連携した取組等により、世界自然遺産登録へ向けた地域の気運の醸成を図る。

C 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

- 海岸漂着物対策については、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についてもさらに検討を進める。

D 循環型社会の形成

- ごみ処理については、焼却施設の整備やごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の島内設置と収集運搬料金の更なる負担軽減措置の促進を図る。
自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
なお、ごみの不法投棄について、住民の意識啓発を図る。
- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

E 自然環境配慮型・自然再生型公共事業*等の実施

- 公共事業の実施に当たっては、世界自然遺産*の登録を見据え、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生生物の生息・生育環境や良好な景観の保全・形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業*の検討・採用に努める。
さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究の推進及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。
なお、農用地からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める。

ウ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃、農林水産物等の輸送コストについて、軽減を図る。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の需要喚起を図る。

(イ) 物価の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

(ウ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新・改良に努める。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。
また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 与論港については、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道与論島循環線等の整備を進め、空港、港湾とのアクセスを改善することにより、観光立島を支援するとともに、住民の利便性向上に努める。
- 島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス*等については、地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(エ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車*等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織*の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
- 災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努め

る。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、また、近年、地震活動が活発であることから、高潮や津波波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設^{*}の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

エ 群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21^{*}や各市町村健康増進計画^{*}に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導^{*}等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}で検証したタラソテラピー^{*}や長寿食材等の活用を促進する。

- 安心して子どもを生み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療^{*}の充実など、母子保健医療対策の充実を図る。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として充実を図るとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 県立大島病院を中心とした群島内の医療連携推進体制、沖縄県との医療連携推進体制の整備・充実を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。
- 県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制^{*}の充実と努めるとともに、重症患者の救急搬送体制の強化を図る。
また、奄美地域へのドクターヘリの導入について、引き続き検討する。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動^{*}」を積極的に展開する。
また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト^{*}」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。
高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター^{*}を中心とした地域包括ケア体制^{*}の整備・充実を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。
特に、グループホーム^{*}等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。
また、障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の充実を図る。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整

備を促進する。

- 国の子ども・子育て支援新制度の見直しを踏まえ、保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ[※]の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

(E) 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

- 母子・寡婦・父子家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター[※]の機能強化を図るとともに、集落ごとの見守り活動の充実を図るなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。
- 福祉施設におけるワークキャンプ[※]や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO[※]活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業[※]の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。
- 小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な建物構造体や非構造部材の耐震化及び老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、中学校1校との連携型中高一貫教育を推進し、教員の相互乗り入れ授業、郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し、6年間の教育課程のあり方、進路指導等の改善・充実を図る。
また、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップ[※]を積極的に促進する。
- 特別支援教育[※]については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画^{*}やマイライフ・マイスポーツ運動に基づいた取組を促進する。
- 地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。
- 住民のICT^{*}の学習機会拡充など、情報活用能力の向上を図る。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO^{*}等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、与論島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物^{*}等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者^{*}等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。
- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者及び漁協青壮年部や女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 県工業技術センターなど関係機関による技術指導を通じて大島紬の後継者育成を図るほか、(公財)かがしま産業支援センターによるセミナー開催等により、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

- 観光ボランティアガイド、特例通訳案内士[※]等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、老朽化した水道施設の更新事業等を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

C 住環境の整備

- 豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建替え、長寿命化計画に基づく既存住宅の長寿命化等を促進する。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、再生可能エネルギー導入ビジョン[※]に基づいて、太陽光発電・風力発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(独) 奄美群島振興開発基金は、群島における産業と金融の実体に即応し、振興開発計画の目標達成に必要な資金の確保と金融の円滑化に重要な役割を果たしている。

保証業務については、第一次産業についても信用保証を行うなど他に類のない総合的保証機関として機能しており、融資業務については、政府系金融機関の群島内の貸付実績において、大きな比重を占めている。

今後とも、群島経済の自立的発展に資するため、農業・観光・情報通信の重点3分野を中心とした金融支援の充実、群島への企業誘致へのサポート、ビジネスマッチングへの参画といった健全な資産の構築に向けた新たな取組を進めるなど、業務・組織運営の改革をさらに推進し、財務内容等の改善を進めるとともに、地域の関係機関や他の金融機関等との連携及びコンサルティング機能等の強化等を行う方向であることから、奄美群島の産業の振興・雇用の拡大に向け奄美基金が活用されるよう協調・連携を図ることとし、このため、経営基盤の強化、産業の振興に必要な業務等の充実を促進する。

第5 計画実現の方策

1 群島民との協働

今後、奄美群島の振興開発を推進するためには、群島の特性である、いわゆる「結（ユイ）の精神」を生かし、行政だけでなく地域の自治会、ボランティア、NPO[※]など多様な主体が連携・協力して地域の活性化や課題解決に取り組む「共生・協働の地域社会[※]づくり」を推進することが必要である。

このため、その重要な担い手である地域コミュニティの活動の活性化を市町村と連携して図るとともに、地域のことは地域で解決する住民自治の充実につながる仕組みづくりを促進する。

2 関係機関との連携・協力

この計画は、今後の奄美群島の振興開発の方向と、その実現に向けた諸施策の展開方策を定めたものであり、計画の内容を達成するためには、国の特別措置に加えて、県・市町村の積極的・重点的な取組はもとより、地元の発意と創意工夫による主体的な地域づくりが不可欠である。

また、計画の実施に当たっては、国、県、市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努める。

3 計画の進捗状況の点検

振興開発の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策を講じるため、諸施策の目的の明確化と評価・検証を行うことが必要である。

このため、施策・事業の効果を評価するための目標を設定するとともに、計画期間終了年度の前年度に実施する奄美群島振興開発総合調査時など定期的に、同目標の進捗状況及び計画に掲げた主要施策の実施状況に関する評価・検証を行い、その結果を公表する。

また、本計画の目標に掲げていない定量的な指標についても、事業の実施に伴って把握する必要が生じた際には、適宜設定の上、把握・分析に努めるものとする。

なお、地元12市町村において策定した奄美群島成長戦略ビジョン[※]においては、奄美群島振興開発の全施策のうち、「雇用の創出に重点を置いた産業振興」に特化して取組の基本方針を定めているが、この部分について達成度を図る指標を設定し、かつ、評価・検証する仕組みを構築することとしていることから、その評価・検証結果を本計画の施策全体に反映することとする。

奄振計画数値目標

指標名	基 準 時	目 標	
■ 定住を促進するための方策に係る指標			
◆ 重点三分野に係る人口関連指標			
○ 農業			
1 認定農業者数	H25. 3	1, 376戸 1, 400戸	
○ 観光業			
2 奄美群島エコツアーガイド認定ガイド数	H26年	0人 50人	
○ 情報通信業			
3 情報関連企業従事者数 (基準時時点で操業している企業の従業者数)	H23年	53人 100人	
4 農業産出額	H22年度	29, 771百万円 35, 725百万円	
5 海面漁業の生産額	H22年	9, 749百万円 11, 157百万円	
6 林業生産額	H24年度	507百万円 557百万円	
7 製造品出荷額	H23年	25, 322百万円 26, 600百万円	
8 企業立地 (立地協定を結び、基準時時点で操業している企業数及び当該企業の雇用者数)	件 数 雇 用 者 数	H25. 4	19件 670人
			565人
9 情報関連企業事業所数 (基準時時点で操業している企業数)	H23年	7社 13社	
■ 交流拡大のための方策に係る指標			
10 宿泊観光客数	H24年	567千人 737千人	
11 クルーズ船入港	入 港 数 乗 客 数	H25年度	12隻 7, 686人
			5, 124人
■ 奄美群島が抱える条件不利性の改善に係る指標			
12 航空輸送旅客利用者数	H24年度	780千人 915千人	
13 航路輸送旅客利用者数	H24年度	308千人 322千人	
■ 群島の生活基盤の確保・充実に係る指標			
14 汚水処理人口普及率	H24年度末	73. 3% 80. 0%	
15 医師数 (人口10万人当たり)	H24. 12	169. 3人 179人	
■ 奄美群島の振興開発に係る総合的な指標			
16 奄美群島内総生産 (名目)	H23年度	337, 685百万円 348, 038百万円	

※奄美群島内総生産額 (名目) は、経済成長率等を0%と見込んでいる。

<参考> 計画に用いられた用語の解説

※[]は掲載ページ

あ行

ICT [3, 6, 10, 13, 14, 26, 34, 43, 49, 50, 60, 68, 79, 87, 96, 104, 113]

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称。従来から用いられているITと同義語であるが、ICTは情報通信技術の利活用としてのコミュニケーションにも重点を置いた用語であり、国の政策においても2005年策定の「u-Japan構想」、「ICT政策大綱」から、ICTの用語が使用されている。

奄美群島ICT協議会[5]

平成23年5月設立。群島内の情報産業関連事業所や市町村情報政策担当によって構成。奄美群島におけるICT産業の振興を広く推進し様々な産業との連携を図ることによって、群島の発展に寄与することを目的とする。

奄美群島広域事務組合[2, 5]

平成3年7月に設立された特別地方公共団体。構成市町村は奄美群島の12市町村。奄美群島の振興のための事業の推進に関すること等を共同処理することを目的とする。

奄美群島自然共生プラン [17, 36, 71, 90, 106]

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これらを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

奄美群島成長戦略ビジョン[1, 2, 5, 6, 13, 33, 49, 67, 86, 103, 115]

平成25年2月に奄美群島市町村長会にて策定。群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光／交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指すことを基本理念と定めたもの。

奄美群島プレミアムマンゴー生産販売組合[5]

平成24年5月設立。奄美群島産の高品質マンゴーの市場競争力向上を図ることによって、奄美群島農業の高付加価値化に向けた取組を着実に推進し、群島の自立的発展に資することを目的とする。

あまみシマ博覧会[5, 6, 15, 34, 51, 69, 88, 105]

奄美地域の地域資源を生かしたヘルスツーリズム（健康と癒しの体験型観光）を推進するため、健康と癒しの着地型（体験型）観光メニューを集積した季節限定のイベント

奄美地域産業活性化計画[13, 33, 67, 86, 103]

企業立地促進法（H19年法律第40号）に基づき、奄美地域の特色を生かした地域経済の活性化を図るため、農林水産資源活用型産業や情報関連サービス業など集積を目指す業種や企業立地等の目標、目標達成に向けた施策などについて県と参加市町村等からなる奄美地域産業活性化協議会において協議し、国の同意を経て策定した計画

計画期間：H26. 4. 1～H31. 3. 31

あまみ長寿・子宝プロジェクト[22, 23, 40, 41, 57, 58, 76, 93, 94, 110, 111]

奄美群島の長寿や子宝などの特性を分析・検証した成果を核とし、少子・高齢化に対応したモデルとなる総合的な地域社会づくりとともに、長寿・癒し等の資源や魅力を活用した産業・観光振興を促進することにより、「長寿・子宝・癒しの島 あまみ」の構築を図り、奄美群島の自立的発展、ひいては、県民・国民の健康寿命の延伸と次世代育成の支援を促進することを目的とする計画

アリモドキゾウムシ[45]

さつまいも属、あさがお属、ひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部に寄生する体長7mm程度の熱帯地域由来の甲虫であり、日本では、トカラ列島以南の南西諸島と小笠原諸島にのみ発生している。喜界島では、平成13年から「根絶事業」を開始し、現在、不妊虫放飼、寄主植物除去及び誘殺剤を用いた雄成虫の除去の組み合わせによる防除を実施している。

奄美・やんばる広域圏交流推進協議会[17, 36, 53, 71, 89, 106]

奄美群島12市町村と沖縄県北部12市町村の交流促進を目的とした協議会

アンテナショップ[8, 45, 63, 82, 99]

消費者の需要動向や商品への評価等を把握し、商品開発等に役立てるために、新商品のテスト販売等を行う店舗

イノベーション[5]

新たな価値を生み出すための、技術や制度、用途等の革新

一元的情報発信WEBサイト[6]

奄美群島の観光や物産に関する情報を、消費者目線にたって、「奄美群島」として一元的に発信することを目的としたインターネットホームページ

(一社)奄美群島観光物産協会（ぐーんと奄美）[5, 6, 10, 17, 30, 35, 47, 52, 65, 70, 84, 89, 101, 106]

平成24年4月に設立された一般社団法人。愛称「ぐーんと奄美」。奄美群島の観光と物産の一元的組織として、群島地域全体の観光・交流推進に寄与すること等を目的とする。

インターンシップ[5, 25, 59, 78, 96, 112]

企業や福祉施設などで、生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。

営農飲雑用水施設[9, 30, 46, 83]

農村住民の生活用水のほか、育苗、病害虫防除、家畜の飼養、農産物・機械の洗浄等の営農用水、防火、融雪等の雑用水を供給する水道施設

エコツアーガイド[6]

地域の自然観光資源について知識を有し、その保護に配慮しつつ、観光旅行者が地域の自然観光資源とふれ合い、それに関する知識及び理解を深めるために案内や助言をする者

エコツーリズム[15, 18, 34, 37, 51, 54, 69, 72, 88, 105, 107]

観光旅行者が、ガイド等の案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のこと

NPO[18, 24, 26, 36, 42, 43, 53, 59, 60, 71, 77, 79, 90, 95, 96, 106, 107, 112, 113, 115]

Non-Profit Organization の略で民間非営利組織と訳される。一般的には、営利を目的としない自発的・自立的な社会貢献活動を行う団体であるとされており、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（通称NPO法人）だけでなく、市民活動団体やボランティア団体など、法人格の有無に関係なく含まれるものとされている。

か行

海岸保全施設[9, 22, 40, 46, 57, 75, 93, 99, 110]

海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画[19, 37, 54, 73, 91, 108]

海岸における良好な景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）や関係者の役割分担等を定めた計画。

「海岸漂着物処理推進法」第14条の規定に基づき、平成23年3月に策定された。

かごしま製造業振興方針[13, 33, 49, 67, 86, 103]

「かごしま将来ビジョン」に掲げた「挑戦5 新時代に対応した戦略的産業おこし」を推進するための分野別計画として、今後産学官の関係機関が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性をとりまとめたもの。

H23.3月策定（計画期間：H27年度までの5年間）

観光セールスキャラバン[6]

誘客対象の地域を巡回して、観光商品の営業・販売を行う営業方法

カンキツグリーニング病[8, 29, 63, 82, 99]

亜熱帯、熱帯地域におけるカンキツ類の重要な細菌病として知られており、果実は黄化せず緑色のままとなる。本病は、ミカンキジラミという昆虫の媒介や接ぎ木によって伝染し、感染した樹（感染樹）の果実の安全性に問題はないが、葉が黄化する等の症状を呈し、数年から10年程度で枯死する。また、現時点では有効な治療法がないため、防除法は感染樹の伐採しかない。現在、日本では、徳之島以南の南西諸島で発生が確認されている。

なお、喜界島では、平成15年に本病の感染樹が一部の地域で確認されたが、平成19年から植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、平成24年3月に根絶が確認された。

かごしまの農林水産物認証制度[9, 30, 46, 64, 83, 100]

安心・安全な農林水産物を生産する生産者の取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、全国に先駆けて導入した認証制度。県内で生産される農林水産物を対象に、安心・安全を考えて県が策定した基準に沿って、生産者が生産工程管理を行う取組を外部機関が審査・認証する制度であり、認証された農林水産物については、認証マークを表示することができる。

かごしまブランド産地[80]

県では、安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりを進めるとともに、県産農畜産物等の認知度向上とイメージアップを図るため、平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開しており、市場や消費者から高く評価され、県内他産地のモデルとなる産地を「かごしまブランド産地」として指定している。平成26年3月末現在、奄美群島の「沖永良部ばれいしょ」、「徳之島ばれいしょ」、「えらぶゆり」を含む、18品目27産地を指定している。

課題解決型コンテンツ[6]

情報通信技術を用いることで、省力化や情報発信力強化などの既存産業が抱える課題を解決することを目的として開発されるソフトウェア

希少野生動植物[7, 18, 26, 36, 37, 43, 54, 60, 72, 79, 90, 96, 107, 113]

野生動植物のうち、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない、種の個体の数が著しく減少しつつある、種の個体の主要な生息地又は生息地が消滅しつつある、種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある、その他種の存続に支障を来す事情がある動植物のこと。これらのうち、種の保存法や自治体の希少野生動植物の保護に関する条例で指定された種の個体は、捕獲、採取等が原則禁止となる。

着姿シミュレーションシステム[13, 49]

スキャナーで読み込んだ反物の図柄や、パソコンで作成した図柄のデザインを専用のソフトに取り込み、パソコン上で、着物を仕立てて着用した時の着姿を立体画像として見たり、等身大までの印刷ができるシステム

共生・協働の地域社会[115]

21世紀の新しい地方自治の姿（行政の仕組み）として、県民自らが積極的に地域社会にかかわることにより、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体が協力し、支え合う地域社会

共生・協働の農村づくり運動[9, 30, 46, 64, 83, 100]

「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」を目指した本県独自の運動で、これまでの「新・農村振興運動」に、「共生・協働」の考え方も取り入れ、①農村集落の再生、②新たなむらづくりの形成、③むらづくりの維持・発展、の3つを推進方向として掲げ展開している。

魚食普及活動[11, 31, 48, 66, 84, 100]

魚離れの進行を抑制し、消費拡大を図るため、魚のさばき方講習や料理教室の開催、魚料理法や栄養特性のPR、学校給食の利活用、魚に親しみを持ってもらうイベント等の活動

グリーン・ツーリズム[9, 30, 46, 83, 100]

都市住民などが農山漁村に滞在しながら、その地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

グループホーム[24, 41, 58, 77, 95, 111]

地域社会にあるアパート、一戸建等の住宅において、数人の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。このほか、認知症高齢者を対象としたグループホームがある。

健康かごしま21[22, 40, 57, 75, 93, 110]

生活習慣病の発症予防に加え、重症化予防の推進にも重点をおく、県民の健康づくりを支援する計画。県民の健康及び生活習慣の現状等を踏まえ、5つの重要目標と分野別施策の目標を定め、それらに対応した104の目標値を設定（計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間）。

県子ども読書活動推進計画[26, 43, 60, 78, 96, 113]

21世紀を担う子どもたちの読書活動の充実を目指し、「子ども読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、国の基本計画を基本とするとともに、本県における子どもたちの読書活動の推進状況等を踏まえて策定した計画

県中小企業融資制度[14, 33, 34, 50, 68, 86, 87, 103, 104]

中小企業者の経営の合理化及び安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な振興発展を図ることを目的として、「汎用資金」「経済活性化支援資金」「経営安定対策資金」の3分類、14種類（H26.4.1現在）の資金がある。

公益的機能別施業森林[12, 22, 32, 48, 66, 85, 102]

水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

高規格救急自動車[21, 56, 75, 93, 109]

高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車

高度浄水施設[61, 97]

各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するため、活性炭処理、オゾン処理、生物処理、紫外線処理等を単独又は複数組み合わせる異臭味などを取り除く浄水処理施設。奄美群島における水道原水の一部は、琉球石灰岩に由来する地下水のため、マグネシウムやカルシウムなどを多く含んでおり、これらを除去する方法として電気透析法、石灰軟化凝析法等がある。

コミュニティFMネットワーク[6]

限定的な島や地域で放送を行っている複数のコミュニティFMで構成される、情報共有を目的としたネットワーク

コールドチェーン体制[8, 29, 44, 63, 82, 99]

農産物等の鮮度を保つため、フリーザーコンテナや低温輸送トラック等を活用し、産地から消費地まで一貫して低温環境で輸送する体制

さ行

再生可能エネルギー導入ビジョン[27, 44, 61, 80, 97, 114]

再生可能エネルギー導入の基本方針や導入目標、導入促進に向けた取組等を示し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進を図るために地方公共団体が策定するビジョンであり、県は平成26年度に策定し、市町村は平成25年度までに26市町村が策定している。

災害時要援護者関連施設[22, 40, 75]

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設

サテライト教室[25, 26, 78]

大学若しくは大学院等の高等教育機関が、本校キャンパス以外に設置した教室において行う講義

産業クラスター化[6]

特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業関連機関（大学規格団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態

産地デザイナー[13, 49]

奄美大島に定住し、大島紬の製造工程を熟知した上でデザイン製作ができる専門家

C I Q [16, 71]

税関 (Customs), 出入国審査 (Immigration), 検疫 (Quarantine) を包括した略称であり、それぞれの英単語の頭文字からなる。

C A T V [10, 65, 84]

有線でテレビ番組を配信するシステム (=ケーブルテレビ)。地上波の難視聴地域対策のほか、多チャンネル放送や地域の独自番組の放送など、CATVならではの機能を有している。また、CATVのケーブルを活用したブロードバンドサービスの提供も行われているほか、市町村がCATVを開設し、住民の難視聴対策に加えて、行政・防災情報などの提供に利用する例もある。

自主防災組織[21, 39, 56, 75, 93, 109]

災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による自発的な防災組織。防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

自然再生型公共事業[20, 38, 55, 73, 91, 108]

自然の保持、修復、創出に主眼を置いた公共事業

市町村健康増進計画[22, 40, 57, 75, 93, 110]

地域の健康課題や実情を踏まえて、住民の健康づくりを支援する市町村の健康づくり計画。本県においては、平成25年度末で36市町村が策定している。

市町村地域福祉計画[24, 42]

地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要援護者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにして提供する体制を計画的に整備することを内容とするもの

実践型地域雇用開発促進法[15, 34, 51, 68, 87, 104]

求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、地域的な雇用構造の改善を図り、労働者の職業の安定に資することを目的とした法律

実践型地域雇用創造推進事業[15, 34, 51, 68, 87, 104]

地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用創造を推進することを目的とした事業で、通称を新パッケージ事業と言う。市町村及び経済団体等で構成された協議会が提案する雇用対策事業のうち、当該地域の雇用創造に係る効果が高いと認められるものを当該協議会等に委託し実施する。

島コーディネーター[5, 16, 35, 52, 70, 88, 105]

(一社)奄美群島観光物産協会と連携しつつ、島及び市町村圏域を超えて、観光受入のコーディネーターや島内の多様な魅力を消費者のニーズにあった商品としてしつらえることができる人材

周産期医療[23, 40, 57, 76, 93, 110]

妊娠満22週から生後1週未満の周産期において、母体及び胎児、新生児に対し行われる医療のこと。高度な医療技術と専門性が求められる。

重粘土壌[8, 29, 45, 63, 82, 99]

腐植に乏しく、粘土含量の高い細粒質の土壌のこと。排水性が低く、乾燥すると固結する特徴があり、作物の根の伸長を阻害するほか、耕うんや収穫等の作業が困難になるため、畑作物の栽培には不利な土壌である。喜界島、徳之島中部、沖永良部島、与論島の海岸部に多く分布する暗赤色土、奄美大島および徳之島の山地・丘陵地帯に分布する赤黄色土が重粘土壌としてあげられる。

小地域ネットワーク事業[59]

民生委員・児童委員等が中心となり、地域の住民や団体の参加による福祉ネットワークを形成し、地域住民の抱える様々なニーズに対して援助活動を行うもの

食育[9, 30, 46, 64, 83, 100]

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

森林ボランティア[12, 32, 48, 67, 85, 102]

自主的に森林づくり(植樹、下刈り、除間伐などの森林整備)活動に参加し、自らの責任において判断し行動する個人又はグループの一員で、活動を通して学んだことを広く市民参加の森づくりにつなげ、その輪を広げていく役割を担うもの

すこやか長寿社会運動[23, 41, 58, 76, 94, 111]

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的な参加を促進する県民総ぐるみの運動として推進しているもので、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどに関する各種事業を実施している。

スポーツアイランド構想[15]

「スポーツで癒す島」を基本理念に、冬場の温暖な気候を生かした陸上競技を中心とするスポーツ合宿の誘致やスポーツイベントの開催等のスポーツ観光の推進と地域の活性化を目的とした構想

スラッジ[10, 31, 47, 69, 84, 101]

油中に含まれる不溶解性の固体又は半固形状物質の総称。船舶等から海上に排出されると、その一部はオイルボールとなり、海面や水中に漂い、やがて海岸に漂着、あるいは海底に沈降したりする。

スマートフォンアプリ[6]

スマートフォンにインストールして利用するソフトウェア全般

世界自然遺産[1, 3, 4, 5, 6, 16, 17, 18, 19, 20, 36, 37, 38, 52, 53, 54, 55, 71, 72, 73, 90, 91, 107, 108]

世界遺産とは、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「世界遺産リスト」に登録された文化財や自然環境などのことで、国家や民族を越えて人類が共有し、次世代に受け継いでいくべき価値を有するものを対象としている。世界遺産には自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があり、「自然遺産」は、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地などの地域が対象となっている。

SOHO[10, 30, 47, 65, 83, 101]

パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者

た行

第二次救急医療体制[23, 41, 58, 76, 94, 111]

休日又は夜間における入院治療を必要とする重篤患者に対応するための医療体制

タラソテラピー[15, 22, 40, 57, 76, 88, 93, 110]

海水、海藻、海泥、海洋性の気候など、海洋環境の様々な恵み等を活用しながら、人間の自然治癒力を高める療法

地域雇用開発奨励金[15, 34, 51, 68, 87]

雇用機会が特に不足している地域や若年層・壮年層の流出の著しい地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主又は、中核人材を雇い入れ、また、それに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して支給するもの

地域公共ネットワーク[10, 30, 47, 64, 83, 100]

地域における教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現し、電子自治体等の推進に資するため、高速・超高速回線を活用して、学校、図書館、公民館、市役所等を接続するネットワークシステム

地域団体商標[12, 13, 32, 49, 67, 85, 102]

「地域の名称」と「商品・サービスの名称」からなる商標のこと。平成18年の法改正により、一定の知名度があれば事業協同組合等の団体が地域団体商標としての商標登録を受けることができるようになった。

地域包括ケア体制[24, 41, 58, 77, 94, 111]

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう介護サービスをはじめ様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される包括的・継続的にケアする仕組み。

地域包括支援センター[24, 41, 42, 58, 59, 77, 94, 95, 111, 112]

高齢者の生活を支える役割を果たすため、平成18年の改正介護保険制度施行により、市町村が主体となり設置されたもの。運営主体は、市町村や市町村に委託された社会福祉法人等で、主な業務は、特定高齢者に対するケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する包括的・継続的マネジメント等や要支援者に対する指定介護予防支援である。

地球環境を守るかごしま県民運動[26, 43, 60, 79, 96, 113]

ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に向けた具体的行動や県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止の取組を全県的に展開する県民運動で、平成13年11月にスタートした。事業者団体、民間団体、行政等166団体が構成する地球環境を守るかごしま県民運動推進会議を推進母体として運動を推進している。

地産地消[9, 11, 30, 31, 46, 48, 64, 66, 83, 84, 100, 101]

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

チャレンジショップ[13]

商店の起業を希望する者が、商店街などから安価な小店舗を期間限定で提供してもらい開設する店舗のこと。地方自治体・商工会議所・商店街などが、空き店舗対策や新規事業者の育成などを目的に行うもの

長寿命化対策[11, 31, 47, 65, 84, 101]

施設の長寿命化や更新コストの平準化及び縮減を図るため機能診断の実施及び機能保全計画を策定するとともに、保全工事を行う。

中高一貫教育[59, 112]

中学校と高等学校の6年間を接続し、学力検査を行わないことでゆとりある教育を行い、生徒の個性や創造性を伸ばそうとする教育

中小企業経営革新支援制度[14, 33, 34, 50, 68, 86, 87, 103]

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業等が、新商品の開発や生産、新サービスの提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入など、新たな事業活動を通じて経営の向上に取り組むこと（経営革新）を支援するための制度。「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、政府系金融機関からの低利融資などの支援措置が利用できる。

テストマーケティング[6]

新たな商品などを本格的に販売する前に、限定的な地域やイベント等で試行的に販売すること。

通訳案内士[2, 5, 16, 27, 35, 43, 52, 61, 70, 79, 88, 97, 105, 114]

報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行う人または資格。通訳ガイドともいう。「通訳案内士法」に基づく国家資格

特殊病害虫[8, 29, 45, 63, 82, 99]

有害動植物のうち、植物防疫法により、その移動が規制されるものの総称（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病、アフリカマイマイ、サツマイモノメイガ、ウリミバエ、ミカンコミバエなど）

特定健診・保健指導[22, 40, 57, 75, 93, 110]

40歳から74歳までを対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備軍の発見に着目した健康診断を行い、その健診結果から必要に応じた生活習慣改善支援を行うもの。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施されている。

特別支援教育[25, 42, 59, 78, 96, 112]

これまでの特殊教育（盲・聾・養護学校、特殊学級等）が対象としていた障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症も含めて、生活や学習について特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う教育

な行

2 地域居住[15, 34, 51, 69, 88, 104]

都市と地方の両方に生活場所を設けて、週末や季節ごとに行き来して生活すること

認定農業者[7, 26, 44, 60, 62, 79, 81, 96, 98, 113]

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する5年後の経営目標を掲げた農業経営改善計画を、市町村長から認定された農業者

農業集落排水施設[9, 30, 46, 83, 100]

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設

農工商等連携[8, 14, 29, 33, 45, 50, 63, 68, 82, 86, 99, 103]

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

は行

廃止路線代替バス[21, 39, 56, 74, 92, 109]

乗合バス路線等の公共交通機関が廃止された場合、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、その代替として市町村等が主体となって、地域の実情に応じて運行するバス

はぶウマ抗毒素[23, 41, 76]

ハブ毒をウマに注射し、毒に対して免疫（抗体）を得たウマの血清を精製処理して凍結乾燥したもので、体内に入ったハブ毒を中和させる効果があり、咬傷治療に用いられる。咬傷に対して、抗毒素を投与することは、有効な治療法であることから、県においては、抗毒素を購入し、奄美大島本島及び徳之島の医療機関に常時配備し、ハブ咬傷発生時の緊急治療対策に万全を期している。

バリアフリー[20]

高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。また、高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

平張施設[8, 9, 29, 45, 62, 63, 81, 82, 99]

鉄パイプ、木柱を直方体に組み合わせ、蚊帳のようにネットで覆った防風施設。平成13年度に和泊町で試験的に導入、その防風効果の高さが評価され、平成14年度から県単事業、平成16年度から国庫事業の対象となった。奄美地域のスプレーギクやソリダゴなど花き栽培を中心に整備が進んでいる。

光ファイバ[10, 30, 47, 64]

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通すケーブル。数10～最大100Mbps程度の超高速インターネット接続が可能

品目別経営安定対策[7, 45, 62, 81, 98]

砂糖における価格調整制度の下、平成19年度から実施している経営安定対策で、輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、独立行政法人農畜産業振興機構が調整金を徴収するとともに、これを主な材源として、さとうきび生産者及び製糖事業者に対する政策支援を実施している。なお、生産者への支援は、認定農業者などの一定の要件を満たす者が対象である。

プロモーション[6]

商品の開発や広告など、販売促進戦略を包括したものの。

フリーザーコンテナ[8, 29, 45, 63, 82, 99]

農産物等の鮮度を保つため、5℃前後の定温輸送を行う際に使用される冷凍・冷蔵コンテナ

物産コーディネーター[5]

観光分野における「島コーディネーター」と同様に、奄美群島の物産分野においてコーディネートができる人材

プロジェクトマネージャー[5]

プロジェクトの計画や実行において、進捗管理や体制の確立、予算・品質の管理など、プロジェクトを円滑に運営する責任者

へき地医療拠点病院[23, 40, 58]

へき地における診療を支援するため、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地医療従事者に対する研修及び遠隔診療支援等各種事業を実施する病院

放課後児童クラブ[24, 42, 59, 77, 95, 112]

保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館や保育所、学校の余剰教室などを活用して、遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全な育成を図る生活の場所

ホスピタリティ [5, 16, 35, 52, 70, 88, 105]

来訪者などを親切に迎え、歓待すること

ま行

水土里サークル活動 [9, 30, 46, 64, 83, 100]

多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで農地や農業用施設を保全する活動のこと。地域において親しみを持って活動が展開されるよう、公募によって決定された本県独自の愛称である。

無線LAN [10, 83]

利用者との接続に有線（ケーブル）ではなく、無線による通信を利用したブロードバンドのこと。地上に無線基地局を設置する方式のほか、衛星通信を利用する方式がある。ケーブル敷設のコストが削減できる利点があるが、通信容量の制約や天候による通信障害等の課題もあることから、地域の実情に応じて、有線方式の補完的手段として利用されている。

木材等生産機能維持増進森林 [12, 32, 48, 66, 85, 102]

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

藻場 [11, 31, 48]

大型水生植物が群落状に生育している場所で、一般的には水深20m以浅にコンブ類、ホンダワラ類、アマモ類が群生している場所。魚介類の稚魚等の育成場所や産卵場、海藻を餌とするアワビ・ウニ等の生息の場所となっている。

や行

U I Oターン [3, 15, 34, 51, 69, 88, 104]

進学や就職などで他地域に住んでいた人たちが故郷に戻り住むこと（Uターン）と、都会に住む人が自分の故郷以外の地方へ移り住むこと（Iターン）と、都市と地方の両方に生活場所を設けて、週末や季節ごとに行き来して生活すること（Oターン）を合わせて呼んでいるもの。

ら行

ライフサイクルコスト [7, 28, 44, 62, 81]

建物や道路等の設計・建設から使用、廃棄までの全期間に要する総費用のこと。維持補修費や再整備の費用も含む。

旅行業者代理業 [16, 35, 52, 70, 88, 105]

他社の旅行商品を代理して販売する旅行業者。

旅行会社からの販売手数料が収入となり、代理契約を締結した他社の旅行業務の全てを行うことが可能となる。

履歴システム [13, 49]

奄美大島紬のPRや大島紬に対する安心感・信頼感を浸透させるため、反物に貼られたシールに記された12ケタのシリアル番号により、その反物の製造履歴（トレーサビリティ）が組合のWebサイト上で確認できるシステム

6次産業化 [3, 6, 8, 29, 45, 63, 82, 99]

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの。

わ行

ワークキャンプ [24, 95, 112]

共同生活を行いながら、様々なボランティア活動や共同作業を行うこと。滞在先の人々との交流を通じて相互理解が深まり、考え方や生き方を学ぶことができる。

「わかる」授業 [25, 42, 59, 78, 95, 112]

児童生徒の学習内容の理解や定着の状況を的確に把握し、基礎・基本をおさえた授業